

下野佐野氏天徳寺宝衍と織豊政権の関東「惣無事」

松本 奈々

〔キーワード〕①惣無事 ②天徳寺 ③佐野 ④豊臣秀吉 ⑤北条

はじめに

「惣無事令」とは中世を貫く自力の原則を排除し、戦争の原因たる領土紛争を豊臣政権の裁判によって「平和」的に解決する法令であり、藤木久志氏が命名、提唱したものだ。「惣無事令」の内容については、秀吉による①停戦命令、②当知行安堵、③当事者事情聴取のうえでの裁定、④境目確定、⑤違反者への征伐、の五点に集約されることが研究者の間では共通の認識となっている。藤木氏は東国について「関東・奥両惣無事令」と評価された文書を紹介し、関東においては天正十四年に「惣無事令」の初令が出されたことを指摘された。

それ以降、法令としての「惣無事令」という認識に従って、その成立年が議論の対象とされてきた。高橋博

氏^①は天正十年から十二年にかけても「惣無事」文言のある文書があることを指摘され、戸谷穂高氏^②・佐々木倫朗氏^③・竹井英文氏^④は、家康が天正十年段階で「惣無事」を行っていたこと、そして家康の推進する「惣無事」に秀吉が介入を図っていたことを明らかにされている。

その結果、織田政権から秀吉にかけての一貫性や転換点が議論の対象とされるようになった。藤井讓治氏^⑤・竹井英文氏^⑥・矢部健太郎氏^⑦らの研究から、「惣無事」を政策レベルで検討する、「惣無事」政策論が台頭している。「惣無事」自体の認識が「法令」から「政策」へと転換されつつあるといえる。「惣無事」が「法令」であるとするならば、その担い手は従来通り秀吉となる。しかし、統一・同盟政策としての「政策」であるとするならば、その担い手は秀吉のみでなく「惣無事」に賛同し、参画した勢力をも包括するようになってくる。そこで、その担い手が問題となるのである。

本稿はこうした議論を継承しつつ、佐野昌綱の弟・天徳寺宝行およびその配下の山上道牛を題材に、「惣無事」政策と軍事同盟との関係性を呈するものである。佐野氏は関東「惣無事」の推進に積極的に参画してきた。藤木氏の指摘する天正十四年の「惣無事令」を関東の諸勢力に配布したのが宝行と道牛であった。また、信長の「惣無事」では関東「御取次」・滝川一益と関東の国衆との連携に当たっていたことが知られている。

佐野氏の一門である宝行は北条氏が信長の「惣無事」の破壊に乗り出した結果、北条氏によって佐野領に対する支配権を奪われ、これを秀吉に訴えるために上洛した^⑧。宝行は佐野領での支配権回復を目指し、秀吉の側近として東国交渉に当たっている。また、宝行と同時期に上洛した宝行配下の山上道牛も、関東各地へ秀吉の「惣無事」を伝達している。関東の武士たちの中で、こうした動向を示していたのは管見の限り佐野氏のみであった。そこで、「惣無事」の担い手である宝行に着目し、秀吉と反北条勢力との提携と「惣無事」の展

開について明らかにしていきたい。

天徳寺宝衍については、栗野俊之氏⁹⁾・松本一夫氏¹⁰⁾らの先行研究から、その動向が明らかにされてきた。松本氏は『言継卿記』の天文十七年五月二四日条にある、宝衍が飛鳥井雅綱・山科言継らと蹴鞠を行っている記述を紹介され、宝衍がもともと京都周辺で人脈を有していたことを明らかにされてきた。一方、栗野氏は宝衍の動向から、織田政権の「東国御仕置」に際して、宝衍が関東「御取次」であった滝川一益の配下として活躍していたことを明らかにされている。本能寺の変に伴う混乱で、一益が上野を追放されるに際し、宝衍は佐野領に戻っていた。その後、齋藤慎一氏が指摘されているように、北条氏が一益を排除するなど、信長の「惣無事」の破壊に乗り出したため、佐野氏は佐竹氏と連携し、北条との対立を深めていく¹¹⁾。こうした動きが支配力の拡大を目論む秀吉の目に留まった。そしてこれが関東の反北条勢力を味方に引き込もうとする秀吉と、北条氏の圧迫を受けていた反北条勢力との利害の一致を生むこととなった。「惣無事」が政策として機能するためには、この提携関係の成立が必須の条件であった。信長・一益の「惣無事」に参画していた佐野氏は北条氏の圧力を特に強く受け、所領支配権を北条氏に奪われる状態となっていた。このため、既に松本一夫氏も部分的に指摘されているが、天正十三年夏に佐野家当主・佐野宗綱の叔父である宝衍が上洛し、秀吉に窮状を訴え、その側近である石田三成に登用されるに至る。一方、同じころ秀吉は家康と対立を深めていた。それゆえ、秀吉は、家康と結ぶ北条氏に圧迫されていた佐野氏をはじめとする反北条勢力との提携を志向するようになった。ここで、「惣無事」が秀吉と反北条勢力との同盟の要となったのである。

以上のことから、本稿では、沼尻合戦で佐野が北条氏に屈した後、宝衍が上洛して秀吉の政策に参画していく過程を検討する。まず第一章では豊臣政権の東国「惣無事」政策の前提となった織田政権の「東国御仕置」

と宝衍の動向について検討する。次に第二章では織田政権崩壊後、小牧長久手・沼尻合戦を経て、関東諸勢力と秀吉との軍事連携が強化されていく過程で、宝衍と佐野氏が秀吉に接近していく様子を明らかにする。また、秀吉が関東「惣無事令」を表明した天正十四年ごろ、宝衍が秀吉の「惣無事」政策の伝達を行い、反北条勢力と秀吉を結び付けていたことについて述べていく。秀吉と反北条勢力との提携が、家康と北条との同盟関係に對抗する形で形成・発展し、「惣無事」政策がこの同盟政策の要であったことを示す。そして、宝衍が秀吉と反北条勢力との仲介・調整役として、「惣無事」政策の展開に大きな影響を与えたと考えられることを述べる。以上が本書の概要および課題である。なお、対象とする期間は紙数の関係から天正十年（一五八二）前後から天正十四年（一五八六）ごろまでとする。

第一章 織田政権の「東国御仕置」と宝衍の交渉

はじめに

織田政権での宝衍の動向について、栗野俊之氏^⑫は天徳寺宝衍が関東「御取次」・滝川一益の配下として活動していたことを指摘された。そして栗野氏は、神流川の合戦にて一益が北条氏に敗れると、宝衍が佐野領に戻っていることを明らかにされている。栗野氏はその後、同じく佐野氏家臣の山上道牛が佐竹氏と秀吉との間で交渉を行っていたことも指摘されている。

黒田基樹氏^⑬は栗野氏の議論を受け、同時期の信長の東国交渉において大田坊と宝衍が同様の活動を示しており、また信長政権期において北条勢力が積極的に信長への接近を図っていたことを指摘されている。し

かしながら、その後、本能寺の変で信長が没すると、北条氏は一益を放逐し、信長が実現しようとしていた「惣無事」をめぐって、織田勢力と対極的な立場に立つこととなったことがわかっている。

こうした議論を受けつつ、一章では豊臣政権成立以前、宝衍が織豊政権の「惣無事」に参画している具体的な様相を検討し、北条氏と反北条勢力という東国での対立構造と、上方内部での対立とが結び付き、家康と北条氏、秀吉と反北条勢力という連携が成立する前提について明らかにしていく。

第一節 天徳寺宝衍の人物像と天正十年始めまでの佐野氏の動向

天徳寺宝衍は下野佐野氏出身の地方豪族である。佐野は下野と上野の境目であり、北条氏と反北条勢力の紛争の境目となっていた。天徳寺宝衍は佐野豊綱の子、昌綱の弟、宗綱の叔父⁽¹⁴⁾という、佐野本家筋の当主に近い親族関係に位置していた。宝衍は若年のうちに出家していたが、上方の公家と交流を行い⁽¹⁵⁾、自身も京都に滞在した経緯を持つなど、佐野家内部で特に上方との太いパイプを有する人物であった。松本一夫氏は、宝衍が天文十五年（一五四六）五月二五日、京都で山科言継らと蹴鞠を行っている記述を紹介している⁽¹⁶⁾。その後、宝衍は天文十九年（一五五〇）五月には、庭田重保（正四位上 重親の子 重親は後柏原天皇の従兄弟）により竹門（曼殊院宮覚恕カ）筆の『詠歌大概』を進呈される運びとなっており、天皇周辺の貴族とも交流を持っていたことを指摘することができる。こうした交流の広さからか、宝衍は兄・佐野昌綱の当主期には、佐野氏の対外交渉を担当していた。上杉輝虎は佐野家の動向として「天徳寺南^(北条氏)へ相通候」⁽¹⁷⁾と宝衍が北条氏と通交している動向を注視している。

天正初め頃、宝衍の兄・昌綱の逝去と前後して、武田信玄・上杉輝虎が相次いで死去しており⁽¹⁸⁾、北条氏

が北関東へと勢力を拡大させていた。これに対抗する佐竹氏・宇都宮氏ら反北条勢力が連携を深め、北関東では北条氏対反北条勢力の対立の構図が生まれていた。

当該期佐野氏は北条・上杉間で政治的立場を転々とさせていたが、天正三年頃から北条氏の北侵が激化するにつれ、佐竹氏と連携して北条氏に対抗するようになっていた。天正三年（一五七五）織田信長は佐竹氏・田村氏・小山氏といった東国の諸大名に初信⁽¹⁹⁾を送り、長篠の戦いの経過を報告、やがて討ち漏らした武田勝頼を討伐するので、その際には合力することを求めている。翌年、信長は佐竹氏への官途の執奏を行っているが⁽²⁰⁾、同年佐野宗綱も但馬守に補任されていた⁽²¹⁾。天正三年段階の信長の音信が佐野にも届いていたことがわかる。宗綱は信長に呼応する姿勢を示し、それにより信長が官途執奏を行ったのであろう。天正五年（一五七七）には、信長は佐竹氏客将太田道誉・梶原政景父子や結城氏家臣水谷勝俊に対して関東出兵を約束していた⁽²²⁾。これは太田父子・結城氏ら反北条勢力が敵対していた北条氏に対する出兵計画であると考えられる。この関東出兵は、その後、北条氏が織田政権に接近することにより中止されるが、反北条勢力が北条氏と敵対するため、信長への接近を図っていたことが見て取れる。信長も甲相同盟に対抗するため、反北条勢力との提携を図っており、この関係性は滝川一益の「東国御仕置」へとつながっていったと考えられる。

天正七年（一五八九）、御館の乱を契機として武田勝頼と決別した北条氏は、織田政権への接近を志向し始めた。北条氏政は天正七年九月十一日に弟を通じて信長に鷹を送って音信をはじめ、同年十月には織田政権の下で東国交渉を行っていた徳川家康と、合同で武田氏を攻めている⁽²³⁾。その後、天正八年（一五八〇）には氏政が信長に従属する様子を見せている⁽²⁴⁾。同年閏三月の石山本願寺の降伏や天正九年（一五八一）二月の馬揃えを経て、織田陣営内部では着々と武田攻めの準備が行われていた。その間、東国の北条氏・反北条勢力

の双方が信長との提携を望んでいたとすることができる。天正十年武田滅亡後、信長が実施した「惣無事」秩序を作り出す「東国御仕置」は北条・反北条勢力双方に受け入れられている。しかし、北条氏と反北条勢力との対立は解けておらず、織田・北条・反北条勢力らの不安定な妥協は、同年信長が没することで崩壊を迎えることになった。

第二節 信長・一益の「東国御仕置」取次としての宝衍の交渉

長篠合戦後、信長が再び武田攻めを開始したのは天正十年（二五八二）二月のことであった⁽²⁵⁾。その後、一か月程で織田軍の勝利で決着がつき、三月十一日には武田勝頼が自刃し、織田方による首検分が終わっている⁽²⁶⁾。同年二月二三日には滝川一益が関東「御取次」に任命された⁽²⁷⁾。一益が箕輪に入ったことが確認されるのは四月八日時点である⁽²⁸⁾。宝衍は、これ以前から東国諸勢力と信長方との取次を行っていた。具体的には三月十九日付けで、伊達輝宗の交渉を担当していた遠藤基信に書状を送っている⁽²⁹⁾。織田信忠が馬と鷹を求めて奥州に使者を送ったので、馳走をするように求め、また「逸物」が手に入るように取り成しを求めている。宝衍の織田方での活動所見はこの文書が初見であるが、書き出しに「先書如申候」とあるため、この書状以前にも伊達氏と織田政権との交渉を担当していたことがわかっている。当該期は、武田攻め以降、東国各地の国衆や大名が織田政権に従属していく時期であった⁽³⁰⁾。その初見は、三月二十八日周玄の書状で、信長から北条氏の一門であった成田氏長へ朱印状が下されている⁽³¹⁾。こうしてみると、宝衍の織田方での活動は東国諸勢力の中でも比較的早い時期に見られることを指摘することができる。宝衍の上方での人脈の広さに由来するものであろう。

その後宝衍は、大田坊と共に四月六日付信長印判状を佐竹氏の客将太田道誉・梶原政景父子の下へ運んでい
る⁽³²⁾。この書状に対する返状は大田坊が一益の元へ持参した。五月二四日付で一益がさらに政景に書状を送
り、信長の書状からの話題であった太田父子の直参については、一益が待ち望んでいるので、政景から尋ねら
れたことについて嬉しく思っている旨を伝え、今は体調が優れないため、今後指示を出す旨を述べている⁽³³⁾。
その間宝衍は、四月十六日付の一益書状を、里見義頼の居城、佐貫城に持参していた。

【史料二】「瀧川文書」

^a被對天徳寺両通拜見仕候、尤珍重満足之至候、今度上様^(織田信長)・殿様^(織田信忠)・三介御出馬、初武田四郎其外一族
衆被討捕候、然間東國爲警固被仰付、至箕輪在城仕候、就其御父子様へ自今以後御入魂之儀、蒙仰候、何
様共馳走不可存疎略候、^b猶委細之段天徳寺可有御演説候條、閣筆候、恐々謹言、

四月一六日 ^(天正十年) 瀧川左近

佐貫御城 ^(里見義頼) 一益(花押) ⁽³⁴⁾

この書状は、天正十年「東国御警固」のため箕輪城に入城した関東「御取次」・瀧川一益が里見義頼に宛て
た文書である。義頼が一益ら織田父子勢力への「入魂」を申し入れ、それに対して一益がその斡旋に当たる旨
を述べたものである。書き出しが、傍線部の「対天徳寺両通拜見仕候」とあることから、里見氏が宝衍を取次
として織田方との通交を図っていたことがわかる。里見氏は北条氏と佐竹氏ら反北条勢力双方との交流を持っ
ていた⁽³⁵⁾。義頼が北条氏を介してではなく、宝衍を頼りに信長に接近を図ったことから、宝衍が織田政權
の交渉網の内部に深く入り込んでいたことがわかる。実際宝衍は傍線部^bから、一益の意向を媒介して、里見
氏との交渉に当たっていた。織田政權の「東国御仕置」の末端に位置づき、「惣無事」秩序の形成に関与して

いたことが見て取れる。

以上、宝衍は信長の「東国御仕置」に前後して織田方に見参し、政権の東国交渉に組み込まれていた。そこで宝衍は、東国の、主に反北条勢力と滝川一益との取次を担当している。ここで信長は北条・反北条、両勢力と通好を有していたが、その後の経緯に照らすと、北条氏はこの「仕置き」に不満を抱いていたと考えられる。北条氏が本能寺の変直後に一益を攻め、信長の「惣無事」を崩壊させたためである。

第三節 東国織田分国崩壊に際する宝衍の動向

天正十年（一五八二）六月二日、本能寺の変で信長が殺害された。北条氏は天正八年以降、形式としては織田政権に恭順を示しており、信長生前、北条氏政は嫡男・氏直と信長娘との婚姻を成立させ、織田政権の矛先が自らに向けられることを避けようとしていた³⁶。しかし、本能寺の変の知らせを聞いた北条氏は織田政権の「東国御仕置」を破るため上野へ出兵、一益と対陣し、神流川の合戦を巻き起こしていく。

その際、宝衍は一益方として出陣していた。六月二十日付け宝衍書状には佐竹氏宛に「檀那（宗廟）以両使、滝左（滝川一益）へ申届候處ニ、有御出陣、八州仕置等、就被仰合者、可恐入之由、被申候」として、佐竹氏から派遣された使者と宗綱の使者が一益に対して佐竹氏の意向を伝えたところ、「佐竹氏（義重）が出陣して関東への措置について一益と協議してもらえるのであれば、一益としてはありがたく存じる」という一益の意思表示があったという³⁷。この書状には、宝衍が和田（高崎市）まで出陣し、北条勢力と抗争を行っていたことが記されている。他方で、北条安房守（氏邦）の家臣である、富永清兵衛の記した覚書には、清兵衛が氏邦と共に従軍し功名を二つ挙げた、敵の城主は「天徳寺」であったと書かれている³⁸。

神流川の合戦では滝川軍は敗北し、七月には一益が自身の所領である伊勢へと落ち延びていった。その後、宝行は少なくとも八月には佐野に戻っていたようで、一益とは行動を共にはしなかったようである⁽³⁹⁾。このように宝行は織田氏関東分国の崩壊後、具体的な時期は定かではないが佐野に帰り、以前と同様に、佐野氏の対外交渉役に戻っていた。宝行の織田方への出仕は、「兼参」的な要素が強く、信長の死によって中断されたと考えられる。

神流川の合戦後、宝行は八月十九日付で「西表」のことについて、今後「玕儀」があれば急ぎ佐竹氏に報告すると述べている⁽⁴⁰⁾。ここでの「西表」とは、北条・徳川の対陣に伴う上野での混乱に関係していると考えられる。当該期家康は、北条氏と敵対して織田政権の東国支配を維持する方向性を示していた⁽⁴¹⁾。九月には家康が宇都宮国綱に北条氏と和睦をしないよう書状を送り⁽⁴²⁾、十月には家康の後詰として佐竹義重が上野金山・館林城に進軍している⁽⁴³⁾。北関東の反北条勢力が、旧織田体制を頼って信長時代から交流があり⁽⁴⁴⁾、北条氏と対立していた家康を頼ったということができる。しかし家康は十月末には、亡き信長の孫、三法師（織田秀信）を頭首に戴く「織田政権」の内情により、北条氏との敵対を中止、和睦することとなった。二八日には佐竹氏側に与していた結城氏の家臣・水谷勝後に「信長如御在世之時之節、惣無事尤候」⁽⁴⁵⁾と、信長の時節と同様に停戦を求め、上野は北条へ甲斐・信濃は徳川へという国分協定を締結している⁽⁴⁶⁾。しかしながら、ここでの分割案は「手柄次第」であった。家康と北条氏との和睦は北条氏の北進を容認する内容であったことが重要である。これにより、北条勢力の上野と下野への侵攻が激化していき、反北条勢力は助力を求めて、秀吉への接近を図ることとなっていく。

第四節 神流川合戦後の東国情勢と佐野氏の動向

天正十年（一五八二）十月北条・徳川間の同盟が締結し、北条氏の北関東への侵攻が激化していった。その後天正十年末には、反北条勢力と協調関係にあった上杉景勝が秀吉に接近⁽⁴⁷⁾、翌年同盟関係を結んでいる⁽⁴⁸⁾。この秀吉と景勝との同盟の主目的は越中・佐々成政に対抗する軍事同盟であった。それに加え秀吉はここで、景勝が北条氏に対して遺恨があるならば、秀吉は北条氏とは書状を取り交わさないことを述べている。以降、景勝の紹介で、佐竹氏ら反北条勢力も秀吉へと接近を図っていった。天正十一年（一五八二）四月一日には佐竹義重が景勝に対して「秀吉江弥被申合由肝要至極候、随而、義重事秀吉江無二申通候、於時宜者可御心安候」と書き送っている⁽⁴⁹⁾。また義重はここで、下野皆川で北条氏直と対陣している旨を述べ、景勝に越山を要請している。この「対陣」は沼尻合戦につながっていく関東における北条、反北条勢力との対立の焦点となっていた。この時点での景勝の越山は叶わなかったが、反北条勢力と景勝、そして秀吉の連携の初見が北条・徳川同盟成立後、間もなく出現していることを指摘することができる。秀吉は四月二四日に柴田勝家を滅ぼしており、織田体制の後継者としての地位を確かにするべく、全国各地の諸勢力に対して同盟関係を求めていた。反北条勢力の接近は秀吉にとっても東国に干渉するための好機であったといえよう。

さらに佐竹氏側からは佐竹東義久が六月二十日に秀吉へ返状の形で、氏直と義重が対陣している旨を報告し、「自今以後者、對貴國へ、義重無二可被申談逼塞二候、御同意之所可然令存候」として秀吉との連携強化を要請している⁽⁵⁰⁾。ここでの使者は宝衍と関係の深い、佐野家家臣・山上道牛が務めていた。天正十一（一五八三）年佐竹・宇都宮氏ら反北条勢力は、毛利北条芳林の要請を受け出馬して以降⁽⁵¹⁾、北条氏との合戦が続いていた⁽⁵²⁾。佐竹氏はそれに対抗するべく上杉景勝、そして同盟関係にあった秀吉へと接近を図ったのである。こ

うした交渉に佐野氏家臣が使者として派遣された理由については、佐野氏が北条勢力の北進によって特に強く圧迫されていたことが要因であると考えられる。佐野氏側から秀吉を頼り、領土を保全しようという働きかけがあったと推察する。当該期、佐野氏は北条氏の攻囲を受けており、同年十月十一日には北条氏家臣・酒井政辰が「佐野之儀ハ三千餘貫之御禮錢毎年進上可申與御託言申候得共、城ヲ罷下儀、被任付、トクノ今未落着候、然共御託言可被成様ニ申候」と述べている⁽⁵³⁾。佐野氏は北条との攻防で劣勢になり、城を召し上げられる寸前にまで状況が悪化していたことがわかる。山上道牛が義久の使者として秀吉の下に向かったのはそのわずか三か月前のことであった。また、黒田基樹氏により当該期佐野に隣接する由良・長尾氏も北条氏を離反し、佐野氏や佐竹氏を頼ってであろうか、秀吉に接近を図っていたことが指摘されている⁽⁵⁴⁾。上杉・佐竹氏、また北条に敵対の意思を示す国衆までもが軍事連携を目的として、秀吉への接近を図っていることが見て取れる。とりわけ上野に隣接し、一益の下で活動していた宝術を擁する佐野氏は、北条氏の攻撃対象として敵味方を問わず注目を集めていた。そこで佐野氏は、宝術の発案であろうか、佐竹氏ら反北条勢力の人脈を利用して、秀吉に後ろ盾を求めたのである。

こうして秀吉が東国諸勢力と結びつきつつある一方で、家康からも反北条氏勢力への働きかけが行われていた。七月二十日には本多忠勝が宇都宮氏に従属している皆川広照に、関東諸家への「惣無事」については家康が対応に当たる旨を書き送っている⁽⁵⁵⁾。家康は信長在世にも関東「惣無事」の交渉を行っていた⁽⁵⁶⁾。織田政権内部では、東国政策については以前から交友関係が広がった家康に取次を任せる方向性で決定していたと考えられる。前述した秀吉の東国への関与は、家康と関東諸勢力との結びつきに対する「割り込み」ということができる。

七月末を初見として秀吉から佐竹氏勢力に宛てて立花京子氏⁽⁵⁷⁾が「草木なびき」文書と定義する書状群が到来していた。その第一群は七月二十九日に佐竹氏家臣太田道誉⁽⁵⁸⁾・多賀谷重経⁽⁵⁹⁾に届けられた。この二つの書状は返状の形で出されている。ここで秀吉は、「信長公之御特別而被仰談之旨淵底と存知候」と述べ、今後の通交を約束している。「草木なびき文書」の第二群は九月四日付で結城晴朝に発給された⁽⁶⁰⁾。結城氏は以前から秀吉と通交を持っていたようで、秀吉は「自前々被仰談儀候條、向後何二ても御用之義蒙仰不可存疎略候」と書き送っている。家康が「惣無事」を取り扱っている最中に、反北条勢力に呼応した秀吉が東国との連携を強化しているといえる。秀吉の「惣無事」が家康の「惣無事」に割り込む形で展開しており、これが、やがて秀吉と家康との軍事対立に結びついていく様相が想定されよう。

これに続き十月二五日には、秀吉が、家康の「惣無事」に対して圧力をかけ始めた。秀吉は家康に書状を送り、「家康から関東の無事を取り扱う旨を伝えてきたが、それが延引しているのは如何なる理由であるのか」問いただし、「関東の諸勢力は信長の在世では何も織田方に対して疎略にすることがなかったので、早速無事を図るように」と家康に「惣無事」の実現を促している。また同時に、延引の際には秀吉に相談し、軍事行動を起こすように要請している⁽⁶¹⁾。

秀吉は、関東の反北条勢力である、とある国衆に対して「御国之儀、悉承届候、家康我等別而無等閑候之條、其表無事之儀モ可爲秀吉次第候、相州之儀者不及事候、何モノ不日慥之御使者可被差上之由候、旁其節可申承候」⁽⁶²⁾として、その関東国衆の領土については、家康と秀吉が懇意にしているので、秀吉次第であると述べていた。しかし、政権内部の合議において、北条氏については議論の主題となっていないため、その国衆（反北条氏勢力側カ）から秀吉へ、重ねて使者を立てるように述べている。このように、家康の行っている「惣無

事」に対して秀吉が干渉したことについては、信長の時代を根拠としつつ、家康が東国交渉を専任されている体制を打破する意図があったものと考えられる。そして、その干渉の根拠となったのが、佐竹氏ら反北条勢力の要請であった。秀吉はあくまで、反北条勢力との提携に基づき、その要請を受けて東国への干渉を開始したのである。秀吉と反北条勢力、両者の接点は「惣無事」政策であった。一方、信長の「惣無事」を打破しようとしていた北条氏へは、家康から「惣無事」を要請する書状が送られることとなった⁶³。秀吉と家康との関係は、秀吉の「惣無事」に敵対する北条と家康とが同盟関係にあることを軸として対立へと展開していくこととなる。

小括

天正十年武田氏を滅ぼした織田政権は上野に関東「御取次」として滝川一益を配置する。宝衍はこうした動向をいち早く察知し、三月には一益の下で東国交渉に関与していた。宝衍は織田政権内部において主に反北条勢力との交渉を担当していた。北条氏の圧迫という問題は佐野宗綱の後継者を誰にするのか、具体的には北条氏政の子、氏忠に後継させるという問題とも関係している。粟野氏は「関東惣無事令」について佐竹ら関東の反北条勢力が氏忠の入嗣を認め、秀吉がこれを追認したとされてきた。これに対し、黒田氏は、佐野氏が佐竹与党に留まることは佐竹氏自身が望んだことであり、秀吉がこれを追認していたとされている。後述するように、宝衍は宗綱の存命中に、宗綱の佐野領に対する知行の回復を秀吉に訴えようとする意図で上洛したと考えられる。よって、この史料では、宝衍の意向を汲んだ秀吉の佐野領に対する裁定方針について、佐竹氏がそれを尊重するという回答を返してきたことに秀吉が「是」と応えているのだと推定する。

以降、天正十一年末から天正十二年にかけて関東における北条氏と反北条勢力との対立の焦点となる沼尻の合戦へとつながっていくこととなる。沼尻合戦からの秀吉の関東「惣無事」に至るまでの北条・徳川同盟と、これに敵対する佐竹氏ら反北条勢力との攻防については次章以降で検討することとする。

第二章 秀吉の「惣無事」と上杉・佐竹に対する同盟政策

はじめに

沼尻合戦とは天正十一年十月～天正十二年七月にかけて、栃木市南部、沼尻付近で、北条氏と反北条連合軍が全面対決した戦いのことである。由良・長尾氏が北条氏から反北条勢力へ寝返り、それに対する対応で出兵した北条氏と、北条氏に対抗する反北条勢力が全面対決に至った。戦いは北条氏優勢で決着がついたといわれている。

以下、沼尻合戦後の状況に関して、主に三つの論点について先行研究を紹介し、本稿の立場を述べていく。第一に、沼尻合戦後の佐野領支配の実情、第二に、宝衍上洛の時期と意図、第三に、上洛後に宝衍が「惣無事」に関与し始める時期の様相である。

順番が前後するがまず宝衍の上洛について述べていく。宝衍の上洛の解釈は、北条氏の圧迫に原因を求める点で諸説一致しているが、上洛を決意した要因や時期については見解がわかれている。

宝衍の上洛の時期について、栗野俊之氏は、宗綱の死を天正十三年（一五八五）正月に比定されている。そして宝衍の上洛を宗綱没後、佐野家内部で北条勢力が優勢になったことに由来すると推測されている⁶⁴。し

かし宗綱の没年については天正十四年という指摘があり、宝行上洛の契機を宗綱の死没には求められなくなっている。松本一夫氏⁽⁶⁵⁾は宝行の上洛を天正十三年（一五八五）の夏に比定できるとして、宝行が宗綱死没以前に佐野を離れていた可能性を指摘されている。筆者は、宝行上洛の時期には宗綱が存命で、上洛した宝行が宗綱と連絡をとっていたとみられるところから、宝行は宗綱との協力関係の下で上洛したと考えている。宗綱が北条氏に佐野領支配を奪われていたことから、宝行が秀吉に訴えようとした主題は宗綱の後継者問題ではなく、北条氏によって奪われていた佐野領の支配を宗綱が回復することにあつたと考えるが、詳しくは後述する。

次にこうした宝行の上洛の背景たりうる沼尻合戦後の佐野領支配と宝行の関係性について考える。粟野俊之氏は沼尻合戦に際して前述した天正十一年道牛が佐竹氏と秀吉との間の交渉を行っていることから、「宝行は、北関東の諸大名と秀吉を積極的に結び付ける役割を果たしていた」と評価されている。齋藤慎一氏は、沼尻合戦と全国情勢との関係について、小牧長久手の合戦に際し、同盟関係にあつた家康の応援に向かおうとする北条氏と、秀吉と結んだ反北条勢力という対抗関係を示し、沼尻合戦と小牧長久手の戦いと連携構造を明らかにされている⁽⁶⁶⁾。そして齋藤氏は、天正十年十月段階で宗綱が由良・長尾氏の説得に当たっている旨を報じた上で、宝行が、佐竹氏に説得への参加を求めていることを明らかにされている。また、竹井英文氏⁽⁶⁷⁾・黒田基樹氏⁽⁶⁸⁾ら多くの先学がこの合戦に際して秀吉・上杉景勝・佐竹義重ら反北条勢力の三者が連携していたことを明らかにされている。こうした連携内部での佐野氏の位置付けが指摘されてきた。本稿ではこうした議論を継承しつつ、秀吉と連携勢力（反北条勢力）、そしてその一端に位置する佐野氏が強く結びつき、佐野氏が秀吉へと期待をかけていく過程を明らかにしていく。

宝衍と秀吉の「惣無事」との関係については、栗野俊之氏⁽⁶⁹⁾が、宝衍が秀吉の家臣となっていたこと、山上道牛が「京都御使節」として南奥蘆名氏とも交渉を行っていたことを明らかにされている。「佐野事」からはじまる関東「惣無事令」については「佐野氏の家督を北条氏忠が継承することに対し、北関東の諸大名が承認し、これを秀吉自身が追認したものに他ならない」という解釈を示し、「関東に対する豊臣政権の政策を徳川家康が中心としておこなうことを報じたもの」であると定義されている。一方、黒田基樹氏⁽⁷⁰⁾は宝衍と道牛が秀吉の庇護の下にあったことを指摘し、関東「惣無事」史料に含まれる「佐野事」という文言については、「この年（天正十四年）の正月一日に佐野宗綱が北条方の長尾顕長との合戦で戦死してしまい、後継がいなかったため当主不在状態になっていること」を指すとして、「佐竹方としての立場を維持しているとの内容が佐竹方から連絡され、秀吉もそのことを了解していたことを示している」と指摘されている。筆者は「佐野事」について、宗綱存命中に秀吉の配下となっていた宝衍が秀吉を説得したことにより、秀吉が佐野氏有利の裁定を下したと想定されることに関係していると考えられるが詳細は後述する。

以下こうした論点を踏まえ、この時期の宝衍の動向について詳述していく。具体的には、秀吉が関東にいた佐野宗綱・天徳寺宝衍らに北条氏の圧迫を抑える「惣無事」政策を提示し、これに応えた宝衍が佐野領支配を北条から宗綱に取り返す交渉を行うために上洛、引き続き秀吉の「惣無事」政策の取り次ぎ役になっていた、という順序で述べていく。この順序から見ても、天正十四年に秀吉が佐竹氏らに「佐野事」を示した際の内容は、佐竹氏を頼った佐野勢力が、秀吉の裁定で自身の領土領支配を回復するという原則について、佐竹氏らが同意したことであったと考えられることを述べる。そして、宝衍が施行に関与した「惣無事」の担い手（取次）について、交渉役と武力制裁準備、二筋のルートが存在しており、宝衍が後者に位置づいていたことを示

す。

第一節 下野沼尻合戦と佐竹氏

天正十一年（一五八三）末から天正十二年（一五八四）にかけて、北関東では沼尻合戦が勃発した。天正十年、天正壬午の乱以降、激しく対立していた北条と反北条勢力が下野の沼尻周辺（現 栃木市）で直接対決に至った。「惣無事」政策が実現されるうえで、意思伝達の要であった宝衍を検討する意義は大きい。宝衍が支えた秀吉と反北条勢力の対話の中で、家康や北条氏に対抗する形で「惣無事」政策が展開されていくからである。そして具体的に北条・徳川と、それに対する秀吉・反北条勢力という対立構造が浮き彫りになり、連携が深まっていくのが、沼尻合戦と、小牧長久手の戦いの周辺時期であった。

沼尻合戦の具体的な様相は、齋藤氏^①や黒田基樹氏^②ら先学が詳しく論じられている。合戦の初期段階では、佐野氏と元北条勢力であった由良・長尾氏が北条方に攻められていた。それを支援に来た佐竹・宇都宮ら反北条勢力をも巻き込み、四月に佐野氏と北条勢力の境目であった沼尻で、両勢力が対陣に至っている。その後七月に停戦が結ばれるまで、北条と反北条勢力が佐野領近辺を境目として対陣に及んでいた。そして、この合戦は小牧長久手の合戦と並行して行われており、北条氏が家康を支援して、小牧長久手にかけていることができないよう、秀吉と反北条勢力が連携していたことが知られている。

沼尻合戦中には、秀吉・上杉景勝・佐竹氏をはじめとする反北条勢力、という三勢力の間で、連携が強化されていった。天正十二年（一五八四）三月二六日、秀吉は佐竹氏に対して合戦の様子を報じつつ、「信州木曾・越後景勝対此方無二入魂候間、是又被御合、可被及御行事肝要候」として義重に上杉景勝や木曾義昌と共に、

北条氏に対する共同出兵を行うように促している⁽⁷³⁾。六月四日には秀吉は佐竹氏ら反北条勢力に「東八州一統之御行」をするように求めている⁽⁷⁴⁾。

こうした秀吉の要請を受け、佐竹氏は南奥で佐竹氏影響下にあつた蘆名氏を動員し、天正十二年五月には義重の下野小山への出兵に蘆名氏が与力している⁽⁷⁵⁾。また、景勝は上野での北条・反北条間の抗争に際し、反北条勢力である佐竹に対して援軍を派遣しており⁽⁷⁶⁾、この情報は天正十二年八月に秀吉の許へ届いていた。ここからも、三者の連携が軍事同盟の性質を帯び始めていたことを指摘することができる。

関東での沼尻合戦は七月末には収束し、北条・反北条勢力はそれぞれ七月二日～二三日の間に退陣している⁽⁷⁷⁾。一方小牧長久手の合戦も十一月十一日に、信雄が秀吉と和睦を結ぶかたちで収束することとなった。ここでの和睦は、旧主君であつた織田信雄が秀吉に人質を出すことで成立しており、信雄が事実上、秀吉に従属したことを意味していた。信長没後も三法師(織田秀信)を戴くことで擬制的に維持されていた「織田政権」という枠組みが終了した、ということが出来る⁽⁷⁸⁾。沼尻合戦中、佐野氏は佐竹氏から支援を受けていた。既に指摘したように、天正十一年十月時点で、佐野氏は北条氏に「詫言」を述べていたが、おそらくその後も何とか抵抗しようとして佐竹氏を頼り、秀吉に支援を求めたと考えられる。小牧長久手の合戦後、秀吉が佐野宗綱に宛てた書状では、この合戦中に秀吉が佐野氏と結びついていたことを指摘することができる。

【史料二】「栃木県庁採集文書三」

最前染筆候、家康事、如何様共天下次第之旨、令懇望候、然者家康并相州氏直人質出置之、此方於存分者、先度申遣之筋目、如有来令申付候、若令相違者、明春早々出馬、可加誅伐候、其面事、何届無越度候様覚悟専一候、猶追而可申越候也、

(天正十二年)
十二月廿日

佐野修理進とのへ
(宗綱)

(秀吉)
花押

「佐野修理進との 秀吉」(79)

この文書は天正十二年、小牧長久手の合戦後、秀吉が佐野宗綱に宛てて小牧長久手での勝利を伝え、旧来通りの領土支配を認め、違反する者に対して出馬する意向を示したものである。ここで秀吉は、家康が何事においても秀吉に従う旨を嘆願し、家康と氏直が人質を出してきたので、秀吉としては、以前に宗綱にも通告しておいた原則のとおり、関東諸將の知行を尊重・維持するよう命じている。また、違背する者に対しては来春出馬し誅伐を加える予定であると述べている。書状冒頭から「人質出置之」までの文言により、この文書は小牧長久手の合戦終結直後の天正十二年に比定することができる。しかし、家康はこの段階で人質を出していたが、氏直が人質を出したという史料は見つからず、虚構であるとされている⁽⁸⁰⁾。既に齋藤氏が指摘されているように、秀吉はこの文書で反北条同盟の主体となったことを提言し、関東の裁定は上方で行うため、「惣無事」実現のため、従わない勢力(北条氏)に対する出馬を佐野氏や佐竹氏ら反北条勢力にも求めたと考えられる⁽⁸¹⁾。この文書を受けた直後、反北条勢力から秀吉へ史料三で紹介する返答が出されており、この秀吉の働きかけは反北条勢力との同盟政策を示すものであったといえることができる。

秀吉が制裁を含めた「惣無事」を提唱するようになったきっかけは、沼尻合戦と、それと同時期に勃発した小牧長久手の合戦であった。当該期秀吉は、天正十二年(一五八四)十月、五位に叙され、十一月には従三位・権大納言に任命されている。これ以前秀吉は無官であり、文書として残されている口宣案は後に作成されたことが指摘されている⁽⁸²⁾。こうした急激な官位の上昇と、家康ら対抗勢力が従属したという秀吉の認識が、「惣

無事」構想として出現するに至ったのであろう。秀吉は天正十一年段階では家康を介した関東の無事を模索していた。それに対して、小牧・長久手の合戦の決着という情勢の変化を受けて、秀吉自らが東国に対して裁定を行う旨を主張し始めたのである。

また、この構想を佐野氏に伝達していることから、これ以前に佐野から秀吉へ、佐野宗綱の佐野領支配について、救済が求められていたことが想定される。当該期宝衍は佐野氏の担当者として、佐竹氏らに対する交渉を行っていた。宝衍はこの秀吉と反北条勢力の軍事同盟の一員として、佐野氏側から、秀吉と反北条勢力との連携を支援、利用を図っていたということができるとであろう。

第二節 宝衍の上洛と秀吉政権の取次への登用

天正十三年以降の宝衍の動向については、宝衍が宗綱の死と前後して上洛していたことが指摘されている。しかし、近年の成果として、上洛時期が宗綱の死没以前であることが確定したため、上洛の狙いを宗綱の後継者問題に結びつけることは難しくなっている⁽⁸³⁾。本節では死没以前の佐野宗綱が佐野領に対する支配権を失っていたことに焦点を当てて、具体的な事実経過を明らかにしたい。

松本一夫氏は『石川忠総留書』から佐野宗綱の死を、天正十四年（一五八六）正月に比定している⁽⁸⁴⁾。そして宝衍の出兵時期については、次のように述べている。松本氏は、ルイス・フロイス著『日本史』の「司祭が滞在していた例の寺院へ、天徳寺と称する坂東の一人の貴人が三、四度司祭を訪ねてきた」から始まる宝衍の記述⁽⁸⁵⁾について、この「例の寺院」とは九州攻めに出陣していた秀吉に謁見するために、司祭が逗留していた、博多姫の浜の寺院を指すとして、これは天正十五年（一五八七）七月の記事であり、宝衍は九州攻め

に同行していることから、上洛はそれ以前のことである、とされている。加えて、ここに書かれている宝衍の発言で「私は数年前、ある戦いに敗れて流謫の身となったが、関白殿の御好意により、今回復職できることを期待している」とあることから天正十五年の数年前、つまり宝衍の上洛は天正十四年より前に遡れる、とされている。そして年未詳の九月三日付宝衍書状（史料四）の「去夏上洛候」⁽⁸⁶⁾という記述から、それは夏のことであるとされている。さらに、松本氏は後述する大田坊宛・羽柴秀吉書状（史料三）を紹介し、その内部にある沼尻合戦の記述から天正十二年の沼尻合戦中には宝衍が佐野にいたので、宝衍の「出奔」は天正十三年（一五八五）の夏に比定することができるとして、宝衍が宗綱没以前に佐野を離れていた可能性を指摘されている。

筆者も宝衍の上洛について、松本氏の年代比定に従うべきであると考ええる。こうした松本氏の議論を踏まえつつ、次の書状を検討したい。

【史料三】「彦根藩井伊家文書」

「大田坊 秀吉」

a 去正月廿一日之書状令披見候、仍佐竹・佐修・天徳寺・宇都宮書状、何も及返礼候、能々可被相届候、
(金巻) (彦衍) (四冊)
 随而當表之儀、無残所属分候、^b將亦其表事、去秋以来、^c義重・氏直雖对阵候、依為節所、互被納馬、
(由良國繁) (長尾願長) (備用) (北巻)
 之処、氏直以計策新田・館林両地請取、于今居陣之由候、依之義重近日可為出馬之由候、無越度候様、
(備用)
 各相談肝要候、^d然者氏直事も家康同意之儀候之間、我々令助言、無事可執曖候、自然於無許答者、出人
 数可随其候、尚期来信候、謹言

三月十七日
(天正十五年)

秀吉（花押影）

大円坊⁽⁸⁷⁾

この文書は、関東諸将との連絡役であったとみられる大円坊に対して、秀吉が天正十三年に今後の秀吉の関東対策の大綱を伝達したものである。まず年次比定について考えると、傍線部bから天正十二年の小牧長久手の合戦が終結して以降のことであると推測される。傍線部cでは天正十二年の沼尻合戦のことが「去秋」のこととして述べられている。よってこの書状は天正十三年（一五八五）に比定することができる。これを踏まえて、傍線部aの「佐竹・佐修・天徳寺・宇都宮」をみると、天正十三年正月に天徳寺宝衍が甥にあたる佐野修理進宗綱と共に関東にいたことがわかる。傍線部aの該当部分はこれまで「佐野天徳寺」と読まれていたが「佐修・天徳寺」の誤読であることが明らかにされている⁽⁸⁸⁾。天正十三年正月時点で、宗綱の存命を示す根拠といえよう。傍線部bは前年十一月までの小牧長久手の合戦が秀吉有利の条件で決着したことを指すものであると考えられる。この年の正月、反北条勢力は家康にも音信を送っていた⁽⁸⁹⁾。天正十三年正月段階で、秀吉・家康間の和睦は反北条勢力に既に伝達されており、反北条勢力は秀吉・家康双方と結ぶことを画策していたといえる。また、傍線部cは秀吉と家康との対立の対になる、関東での北条氏・反北条勢力の葛藤を指している。傍線部dでは「北条氏と反北条勢力との対立も、氏直と家康が秀吉に同意しているから、家康が秀吉に従った今となつては、我々（秀吉・家康）が（氏直に）助言して、関東諸将との「無事」を斡旋するつもりである。もし氏直が斡旋を容れないのであれば、武力制裁を加える」旨を述べている。

ここから、天正十三年三月、宝衍は甥の宗綱と共に反北条勢力の一員として秀吉に救済を求めていたとみられている。これは前年の史料二と呼応するものであった。秀吉は史料二と同じく、交渉が不調に終わる場合は軍事行動に移るといふ。こうした秀吉と反北条勢力との約諾の積み重ねが、後述する宝衍の上洛につながって

いったと考えられる。宝衍ら佐野氏は秀吉と連携して北条と戦うことを切望していた。佐野氏の一員として宝衍は、秀吉に戦争を行うように働きかける必要があったといえる。ここで、秀吉は北条との交渉を行い、場合によっては軍事制裁を行う「惣無事」の旨を述べていた。これには自力救済権の剥奪というよりも、秀吉に徳川・北条同盟に対する包囲網形成の意図があったと考えることができる。

その後、松本一夫氏が指摘するように、宝衍は天正十三年の夏に上洛した。この間六月十五日、秀吉は佐竹氏⁽⁹⁰⁾・宇都宮氏⁽⁹¹⁾・結城氏⁽⁹²⁾ら反北条勢力に対して「連年富士山一見之望候條、其刻可遂初面候」として、「富士山一見」を望んでいる旨を書き送っている。この「富士山一見」とは、秀吉の東国への軍事行動を指していた。この富士一見に対して、その対象を家康、または家康と北条氏、とする見解にわかれている⁽⁹³⁾。筆者はそれ以前反北条勢力が関東へ「御出馬」を求めていたこと、そして秀吉が反北条勢力を取り込む意図を持っていたことを踏まえ、北条勢力も軍事行動の対象であったと考える。そこで秀吉は「富士山一見」を行う前に「早速二人数等入候者、景勝へ可被申越候、自此方堅申合候間、不被残心底尤二候」と緊急時には、景勝に越山を要請するように指示を出していた。このように当該期から秀吉は関東への出馬（北条氏征討）の意向を示しており、景勝もこの策略に組み込まれていた。宝衍の上洛はこうした情勢を受け、行われたものであったといえる。ここで次の史料を検討する。

【史料四】「實行書状」

此度小室久左衛門所へ之便札令披見候、^a然者年来在京望二付而、寺家之事ハ侍者二相渡、去夏上洛候、仍越国へ被移候由、如何様之存分候哉、^b佐野之事ハ佐竹・相州^(北条氏)と被合苞二候、殊更去今兩年従小田原被相務候間、万端不如意之体候、右衛門様も堪忍難成候、但小者一身二而可被越候ハ、愚ハ一兩年も可在京

覚悟二候、但堪忍不自由二候間在京も難成候、將亦與與太郎去月廿七日佐野江返し候、若可遊斎(小川)へ対面申候ハ、委可及伝言候間略筆候、恐々謹言、

(天正十三年)
九月三日

宝衍

(小菅刑部丞)
秩父豊後守殿(94)

この文書は天正十三年に宝衍が真田氏関係者の小菅刑部丞に宛てて、自身が佐野の所務を取り戻すために上洛したことを伝えたものである。詳しくは後述するが、天正十三年九月半ばには、宝衍は石田三成の配下として東国との交渉に従事していた。傍線部aで宝衍が「去夏上洛」と記すことから、この書状を宝衍が上洛した天正十三年に比定することができる。この時点の佐野については、傍線部bの「佐竹・相州(北条氏)と被合苞二候」という取り決めがなされていた。「去今兩年從小田原被相務候」は、天正十二年・十三年の二年間、佐野の所務は北条が行っていたため、宝衍は経済的に困窮していた旨を述べるものであると考えられる。これは一章で述べた天正十一年十月時点で佐野氏が北条氏に攻囲されて「詫言」をしており、北条氏の影響下に抑え込まれつつあったことと関係している。沼尻合戦と前後し、佐野氏は北条に敗北し、佐野領の収税は北条の支配下に置かれていた。そのため宝衍は天正十三年夏に上洛し、北条氏に圧迫されている佐野氏の窮状を秀吉に言上していたことが想定される。宝衍の甥・佐野宗綱の死については年末詳の三月付け長尾顕長感状(95)、『石川忠総留書』から天正十四年正月のことと推測することができる。傍線部cでは、上洛後の宝衍が佐野と交流を続けていることが見て取れ、当主・宗綱は存命中であることが推測される。前後関係を考えると、天正十三年夏の宝衍の上洛の狙いは、存命している佐野家当主・宗綱の意向を受け、北条氏の支配下に抑え込まれていた佐野家の自立の回復を図り、秀吉に後ろ盾を求めたものということができよう。

第三節 秀吉の同盟政策交渉窓口としての宝衍

天徳寺宝衍は天正十三年（一五八五）夏に上洛した。そして、その情報は反北条を意図して提携関係にあった、上杉・佐竹氏とその周辺に広がっていたことを指摘することができる。

【史料五】「真武内伝附録」

雖未申通候、去比就阿波守殿儀自景勝千坂对馬守・村山安芸守以両使巨細被仰上候條（自榮秀吉）関白殿へ達 上聞

（自景勝）

安房守殿御存之通彼兩人に申渡候、拙者事景勝御儀馳走申事候間、向後別而御用可承候、就中此使僧関東

へ被差遣候條、被入御精可被送届候旨 御語候、聽而又自関東使者衆可被罷上候間、路次無異議様被仰付

尤候、右に候之間、御用貴所之儀も疎略在之間敷候、御用等可被仰越候、将又去九月十四日天徳へ之御

状其文令披見則披露仕候、猶委細之段此使僧可為演説候間令大略候、恐々謹言

十月十八日（天正十三年）

矢澤殿（頼綱）

御宿所（96）

三成（判）

この文書は天正十三年、石田三成が矢澤頼綱に宛てて、今後真田氏の要請に従い通好を交わす秀吉の意向を伝え、それに伴う尽力を命じたものである。史料五は、筆者が史料四の年代確定の裏付けとしたものであり、史料四から一か月後のものであると考えられる。石田三成から沼田城主・矢澤頼綱へ送られた、文書交通における初信であり、千坂对馬・村山安芸守両名の活動から天正十三年（一五八五）に比定することができる（97）。三成はこの後、関東「惣無事」として反北条勢力や上杉との連携や同盟政策を執行し、天正十六年には「惣無

事」命令に違反した伊達氏への制裁を景勝に命じて断行している⁽⁹⁸⁾。文書後半にみられる宝衍が「惣無事」執行役である三成の近くで「惣無事」の交渉に当たっていた記載は見逃せない事実である。こうして、宝衍は秀吉の「惣無事」政策による救済を求める立場から、秀吉の「惣無事」政策を推進する側に立場を変化させていく。

では引き続き、文章の内容を精査してゆく。傍線部から、真田家家臣・矢澤頼綱は、同年九月十四日、宝衍に石田三成への仲介を依頼したことが読み取れる。真田方は同年七月に上杉に従属しており、景勝のつても利用していた。真田氏が宝衍・景勝の二筋のルートから秀吉への接近を図っていたことが見て取れる。景勝は千坂対馬守と村山安芸を使者に昌幸の主張を秀吉に伝え、昌幸の思惑通りの答えが返された⁽⁹⁹⁾とある。明記はされていないが、ここでの昌幸の主張は当該期真田氏が懸案としていた沼田・名胡桃両城の領有のことかと想定される。真田は勢力を増す徳川・北条氏同盟に対抗すべく、豊臣政権へと後ろ盾を求めたのであろう。そしてこうした真田の要望は、反北条勢力との同盟政策を展開する秀吉の思惑に合致し、受け入れられた。その後、三成は真田方に、関東との使者の交流に際して路次の馳走するように命じている⁽¹⁰⁰⁾。関東の勢力が「惣無事」に参入する際に、宝衍が窓口となり、仲介を行っていたことを指摘することができる。そして宝衍が「惣無事」に参画したことは、上洛後、比較的早い段階で関東諸勢力に周知されていたとみられる。同盟政策としての「惣無事」が宝衍を媒介に発展していることが見て取れる。

以上、史料四・五から、①宝衍の上洛が天正十三年夏であり、宗綱の死の原因とするものではないこと、②「佐野の所務を取り返したい」という宝衍の願望が上洛に繋がったこと、が見て取れる。宝衍がその後も三成に仕え続けることから②の宝衍の要望が秀吉に聞き入れられたことは明確であり、第四節で取り扱う「佐野事」

は宝衍の意向を受けたものであったことが想定される。宝衍が「惣無事」政策の交渉担当者である三成の部下に組み込まれたことで、「惣無事」政策が佐野氏や佐竹氏ら反北条勢力の要望を組み込む側面を持ちつつ展開されていったことができる。

北条氏との戦争によって佐野の所務を回復することを期待した宝衍は、天正十三年三月末から四月に史料三の秀吉書状を受け取ったのち、すぐさま上洛した。これは小牧長久手の合戦以後、秀吉が結成しようとしていた徳川・北条両氏に対する包囲網に期待をかけたためであった。この後、宝衍は秀吉の「惣無事」政策波及のため奔走するが、これは秀吉と宝衍の利害の一致が形成されたという前提なしには成しえない。「惣無事」が佐野氏や反北条勢力に有利な性格を含みつつ展開されていたのは、宝衍が三成と結びつき、豊臣政権内部に組み込まれたことに由来しているといえる。以降の宝衍と反北条勢力が秀吉と交渉を重ね、「惣無事」を自身の目的（北条氏討伐）に引き付けようと奮闘する過程については、次節で詳しく検討していくこととする。

第四節 関東「惣無事」の展開と反北条同盟の連結

小牧長久手の合戦以降、秀吉は徳川・北条両氏に対して優位な地位に立っていたが、ただちに徳川・北条両氏を打ち破るほどの力はなく、引き続き両氏の分断に力を注いでいた。秀吉は、天正十四年正月頃、前年から関係が悪化していた家康と和睦を結んでいる¹⁰⁾。このことにより、反北条勢力が秀吉と交渉を進めてきた、家康と結んだ北条氏への武力行使が中止される可能性が浮上してきた。その後、反北条勢力は三成と結びつきを深め、秀吉へ、北条氏と敵対するよう、働きかけを続けていく。具体的には天正十四年（一五九六）二月二十日、三月十四日、三成が沼田城主・矢澤頼綱に佐竹氏の使者を派遣するための路次の馳走を依頼してい

る⁽¹⁰²⁾。また、三月七日、宝衍は頼綱に対して、①関東から派遣された京都への使者・脚力が到着し、秀吉が頼綱の馳走について喜んでいることを伝え、②多賀谷重経が秀吉に差し上げた五明若狭守に伝言を届けたことを報告し、③「彼望之儀、石治相談随分馳走可申候、猶近日以使者可申候」と述べている⁽¹⁰³⁾。「彼望之儀」とは真田の沼田領有のことであろう。北条攻め中止の可能性が浮上する緊急事態において、三成とその側近であった宝衍が、反北条勢力の意見を汲み取り、三成と共に秀吉に反北条勢力の要望（北条氏の侵攻阻止・北条氏の討滅）を伝え、北条氏への強硬策を講じるよう、説得を行っていたと考えられる。

反北条勢力もまた、宝衍や三成の推進する「惣無事」政策に期待を寄せて、秀吉方に結集していった。佐竹氏家臣・太田道誓は同年三月十四日付で山宮齋に次の文書を送っている。

【史料六】「佐藤行信氏所藏文書」

二日朔日 御朱印廿七到着、翌日覃御請候、家康^(康)頻二御赦免之儀被申上由、一方被明御隙、氏直^(北)一類御追伐極候、彼取扱表裏段、天徳寺御在京之上不及申候、於沼津家康・氏直父子被及中談由候、定可有御直覧候、何方御陣二候哉、承度御証以客僧申候、関東之様子江庵可被申候、早々令面上度迄候、具口上令附与候、恐々謹言

(天正十四年)
三月十四日

道誓^(太田)
(花押)

山宮齋

参⁽¹⁰⁴⁾

この書状は天正十三年、太田道誓が山宮齋に宛てて、秀吉が北条氏の扱いについて、家康と反北条勢力に対して、それぞれに都合のいい正反対の対応をしているが、反北条勢力としては交渉役の宝衍が在京しているの

で対北条交渉については心配ないと述べ、家康と北条氏の会談について情報を求めたものである。この書き出しの「御朱印」とは秀吉が二月一日に佐竹氏勢力に送った朱印状のことであると考えられる。宛先である山宮齋について詳細は不明であるが、佐竹氏の家臣であった道誉は「彼取扱表裏」について、天徳寺が在京しているので言うまでもないことだと記している。書状一行目冒頭で、家康が秀吉に北条氏の赦免を訴える一方で、秀吉は反北条勢力には北条攻めを行う約諾に及んでいることがわかる。そして秀吉の北条氏への働きかけに対し、北条側の対応（彼取扱）は表裏二面の不誠実なものであった。しかし、天徳寺（宝衍）が在京していることで、反北条勢力としては宝衍にかけて、秀吉に対北条強攻策を訴える方向性を示している。ここからも、反北条勢力が宝衍の交渉に熱い期待を寄せていたことが見て取れる。小牧長久手の合戦以降、東国では秀吉の北条・徳川包囲網に期待する勢力が増えつつあった。ルイスフロイスは天正十三年（一五八五）十月一日付イエズス会日本報告の中で「羽柴殿が尾張の戦さから帰った後、坂東地方の他の国主や大身が彼の味方となった。というのは、彼の戦さでの成功を見、また彼がこれらの人々を味方しようとしたからである。」と述べている⁽¹⁰⁵⁾。秀吉の北条攻めに期待を懸け秀吉に接近した反北条勢力は、その後の出兵中止の危機に、三成とその下で働く宝衍を介して北条攻めの継続を訴えたのである。

こうした状況を受け、秀吉は同年夏〜秋にかけて反北条勢力へ次の「停戦命令」を書き送っている。藤木氏が「関東惣無事令」の存在を説いた一連の文書群である。

【史料七a】「専宗寺文書」

三月十四日書状加披見候、家康事、種々懇望誓紙人質等、堅相下令赦免候、然者東国儀近日差遣使者、境目等之儀、可相立候、若相滞族有之者、急度可申付候之間、可被得其意候、何茂不図為富士一見、可相越

候之条、猶其刻可申候也、

五月十三日

(天正十四年)

三楽斎

(太田道誉)
106

(秀吉朱印影)

この書状は天正十四年秀吉が太田道誉に宛てて同年初め頃の家康の赦免を伝え、東国への「惣無事」の意向を表明したものである。史料七aで秀吉はまず、「家康事」として天正十三年以前の秀吉と家康との緊張関係について、家康を赦免したことを述べている。秀吉はこうした動向を受け、近日境目画定のために使者を派遣すると記している。傍線部より、反北条勢力に対する相滞族（北条氏）の侵略を阻止する裁定が約束されていたことがわかる。加えて、未だ「富士一見」を表明しているが、これは反北条勢力が懸念していた北条氏への出兵を表明しているものと考えられる。

史料七aの書状の二週間後に出された史料七bも同様の内容を継承している。

【史料七b】「秋田藩家蔵文書」

佐野事、無異儀之段尤候、自然之儀入魂専一候、家康事、種々縁辺等之儀迄、令懇望候条、誓願・人質以下堅相卜、令赦免候、然而関東之儀、近日差越使者、相立境目、可属静謐候、若相滞族於有之者、急度可申付候条、其間之儀、聊尔之動不可有之候、委細相合山上道牛候、猶増田右衛門尉・石田治部少輔可申候也、

五月廿五日

(天正十四年)

白河七郎とのへ

(義広)
107

(朱印影)

これは天正十四年、秀吉が白河義広へ佐野領返還の方向性と家康赦免を伝え、「惣無事」を表明した文書で

ある。宛先である白河義広は佐竹氏出身で白河義親の養子となっており、当該期白河氏は佐竹氏に従属していた。書状七bは書状七aと内容を同一にする部分が多いが、冒頭に「佐野事」が追加されている。既述の通り、粟野氏はこれについて「佐野氏の家督を北条氏忠が継承することに対し、北関東の諸大名が承認し、これを秀吉自身が追認したもの」と解され、黒田氏は、当主が不在である佐野氏が「佐竹方としての立場を維持している」との内容が佐竹方から連絡され、秀吉もそのことを了解していたこと」と解釈されている。これに対し、筆者は黒田氏の論を受けつつ、佐竹周辺勢力が秀吉から伝えられた（佐野家の所務回復の）方針に対して、異議がないことが「尤」であると解している。おそらくこれ以前に秀吉から、佐野領を返還させるといふ、佐竹氏と通じる佐野勢力に有利な裁定を行う意向が伝達されていたのであろう。こうした状況に対して佐竹氏側から「無異議」と伝えられたと考える。史料四に関連して既に述べたとおり、宝衍は佐野領の知行を北条氏に奪われたことを秀吉に訴える意図で、この史料の前年に上洛し、秀吉の「惣無事」政策推進に参画するようになっていた。ゆえに、この「佐野事」という文言は、宝衍が秀吉に訴えていた佐野領の取り扱い原則を秀吉が佐竹氏に示して、佐竹氏がこれを受け入れたことを示す文言であったと理解するのが妥当であると考える。またこの史料七bと併せて、次に示す史料八aからも、史料七bを関東にもたらした使者は、宝衍の関係者である山上道牛であったことがわかる。ゆえに、「佐野事」は宝衍・道牛にとつて望ましい内容であったと考えるのが妥当とみられるのである。つまりこの「関東惣無事令」はaと本質的に内容を共にする、反北条勢力の意向を受け、それに呼応し境目確定を行う政策であることを指摘することができる。

宝衍は史料七bと同日付で史料八aを出した。

【史料八a】「前田尊経閣所蔵古文書写」

幸便之間令啓候、然者東八州之模様、為可被聞食届、山上道牛被為指下候、尤造作路次等御指南所希候、

万乙京都我等隨身之儀忝仰付候者、可令馳走候、委細山上道牛可申之間、閣御筆候、恐々謹言、

(天正十四年)
五月廿五日

宝一(衍)

富田美作守殿

参(108)

この文書では天正十四年、宝衍が蘆名氏家臣・富田美作守に山上道牛の路次の安堵を依頼している。「関東惣無事令」の北限であった蘆名氏に対しても宝衍が根回しを行い、「惣無事」政策推進の一端を担っていたことが見て取れる。

こうして秀吉が裁定を行う旨を示した関東「惣無事」は石田三成・増田長盛とその下で活動する佐野氏家臣により関東から南奥まで伝達されていた。ここで史料八bとして白河義広の義父である白河義親の「惣無事」への返状を検討する。

【史料八b】「東国大学国史研究室保管 白河文書」

(広照) (北条)

^a 関東御一味中手成付而被成下、御書状、就中佐野之義被 仰出候、皆川山城守属氏直候間、敵途不自由故指引難成候、委細山上道牛可被申上候、此節至于御手延者、参御味方候諸家外様滅却慥不可有程候、此所有御塩梅可然様御馳走尤候、当秋中被及御下知千言万句御肝要ニ奉存候、猶任彼口上不能具候、恐々謹言

(天正十四年)
七月廿七日

(白河義親)
不説

増田右衛門尉殿

石田治部少輔殿^(三)

如此兩人へハ統一御返事候、兩人も統一二書指上申され候以上、小嶋若狭守へも兩人へ之御文言二而御返事、⁽¹⁰⁾

この文書は天正十四年、史料七bの秀吉の「惣無事」表明に対して、白河義親が増田長盛・石田三成に宛てて、白河氏が佐野へ進軍することは困難である旨を述べたものである。傍線部aで白河義親は「佐野之義」について、皆川が北条氏に属したため、佐野領への進軍が難しい旨を弁解している。ここからも、「惣無事」が停戦命令の形をとりながら、その実として反北条勢力の望む、北条への出兵を命じる側面を有していたことが見て取れる。また、日付が七月となっていることから、道牛が反北条勢力の元に到着したのは同年七月であったことがわかる。齋藤慎一氏は道牛が「惣無事令」を携えて佐竹氏の元に赴き、続いて結城、塩谷、蘆名、白河へと巡回して「惣無事」が東国各地に伝達されたことを明らかにされている⁽¹¹⁾。これらの諸大名・国衆は佐竹氏を中心とする反北条勢力の構成員であった。ちなみに、当該期関東「惣無事」の北端であった蘆名には奥州「惣無事」も伝達されている。奥州については、秀吉が天正十一年段階で上杉景勝を取次に任じていた⁽¹²⁾。特に蘆名については景勝が懸案としていた新発田氏と隣接していることもあり、上杉・佐竹間の同盟においてしばしば焦点とされていた。ここから「関東・奥州惣無事」の対象は上杉・佐竹氏との軍事提携を基軸としていたことを指摘することができる。そして、関東の対象となる連携国衆に対しては、佐野家家臣が派遣され、秀吉と反北条勢力の軍事提携を連結していた。ここからも、秀吉の「惣無事」政策は実態として、北条氏に対する軍事提携を形成し、諸勢力を豊臣方に結集するという側面を有していたといえる。

しかし、この段階において、秀吉は北条攻めを明確な決定路線として位置づけてはいなかった。「相滞族」

対しては軍事行動を行うが、従うものに対してはその限りではない、つまり交渉の余地を残していたためである。秀吉は史料七群段階では、反北条勢力に彼らの望む境目確定を行う旨をおわせていた。境目確定と違反者への制裁を謳い、停戦を命ずる「惣無事」政策であるが、その制裁は秀吉に「相滞族」と認識されているかという、秀吉との関係性に左右されるものであった。こうした点からも、秀吉との提携が長い反北条勢力優位が想定され、北条氏としては警戒を強める状況にあったであろうと考えられる。

関東「惣無事」の伝達に宝衍や道牛が関与していたことは既知の事実である。宝衍は上洛して以降、三成の部下として反北条勢力の求める北条攻めの実現に向けて交渉を行い、その延長線上で「惣無事」政策の実現に関与していた。一方、宝衍は家康・北条同盟との停戦交渉には関わっていないかった。「惣無事」が反北条勢力にのみ伝達され、すぐさま受け入れられ、共有されたことから、「惣無事」は北条氏への出兵を容認する、秀吉の反北条勢力との同盟政策のスローガンである一面を有していたことを指摘することができる。宝衍は秀吉と反北条勢力を連結し、秀吉を北条氏と対抗するように働きかけていた。秀吉の対北条政策の様相については次節で詳しく検討していきたい。

第五節 景勝・家康の上洛に伴う「惣無事」執行役の確定

宝衍・道牛が反北条勢力に「惣無事」を伝達していた頃、景勝・家康が相次いで上洛した。これについては、従来景勝から家康に「惣無事」の取次が交代する契機であるとされてきた。その後矢部健太郎氏¹⁹⁾によって、景勝の「後詰」としての取次継続が指摘されている。筆者も矢部氏の見解を継ぐべきであると考え。秀吉は「惣無事」の前段階から反北条勢力との交渉の中で、北条攻めに対して肯定的な立場をとっていた。宝衍の意

図する北条への「軍事征伐」を実現するため、秀吉は諸大名を上洛させ、北条氏の「惣無事」受け入れか、北条氏の討滅か、両様の範囲で諸大名を調整し、「惣無事」を受け入れさせる交渉役と、北条氏の討滅に係る軍事制裁役とに役割分担を行っていたと考えられる。このような立場から以下「惣無事」での景勝と反北条勢力、また北条氏と同盟関係にあった家康の政策関与について検討していく。

天正十四年（一五八六）上杉景勝は、石田三成・増田長盛・木村清久らの勧告により、境目確定と家康上洛以前に上洛した。景勝は五月二十日に越府を出発し、六月七日に入京、十四日には大阪の秀吉の元に出仕している⁽¹¹³⁾。そこでの秀吉との会談について、次の史料を検討する。

【史料九】「大阪府専宗寺所蔵文書」

先達如触札、近年上方無二任入魂之首尾、五月廿日不斗令上洛、去六日帰城、於仕合者任存分候、然者、家康無事相調付而、^(北条氏)南方之儀可為同意之由、相届候、若於異議者可被討果之評談一諾、依之、景勝事、勿論、遂越山、各申合凶徒可致退治之旨申上候条、始佐竹、各へ其方別而諷諫、一統之回章待入候、謹言、

^(天正十四年)
七月十日

太田美濃守殿⁽¹¹⁴⁾

景勝（判）

この文書は天正十四年上杉景勝が佐竹氏家臣・太田道誓に宛てたものである。景勝の上洛中に、景勝と反北条勢力の思惑通り、秀吉から、北条氏が「惣無事」命令に違反した際には討伐する同意を得たことを伝えている。傍線部から、「秀吉と家康との「無事」が成就すれば、北条氏もきつと秀吉の決定に同意するに違いない」と景勝が秀吉に申し入れておいたことがわかる。もし北条氏が異議を唱えたならば討ち果たすという評議になり、景勝もこれを受諾した。北条征討に決した場合には、景勝も関東へ越山を遂げる旨を秀吉に申し上げたと

いう。前述した通り、秀吉は関東勢力に対して北条攻めを容認する姿勢をとっていた。これに対し、秀吉はここで「惣無事」への制裁という形で北条攻めを展開しようとしている。これは、天正十四年正月に形成された家康との和睦に配慮しているためであると考えられる。北条氏と同盟関係にある家康との友好を維持しつつ、北条攻めを行うためには、「惣無事」というスローガンの元、北条氏がこれに違反し、征伐を行うという大義名分が必要であったのであろう。この景勝の上洛中には関東と南奥、出羽の諸勢力に「惣無事」の要請が伝達された⁽¹¹⁵⁾。景勝は、佐竹氏らが求めていた北条攻めの先兵として、早々に任命されていたことがわかる。「惣無事」政策内部には、「北条氏の交渉受け入れか、軍事制裁か」という両様の立場が併存していることを指摘したが、交渉が成就した際にも、しなかつた際にも対応可能な人員配置がなされていたといえよう。

一方、秀吉と家康の間では、六月段階で計画されていた⁽¹¹⁶⁾ 当秋中の家康の出仕を実現させるべく交渉が行われ、家康は十月二十日に上洛の途につき、一週間ほどで大阪の秀吉のもとに出仕した⁽¹¹⁷⁾。この間秀吉と家康との間では、出仕後の家康の政治的役割が決定されており、結城氏家臣・水谷勝俊は八月五日付で白河義親に「従家康以御直書被仰通候、於向後者猶以可及御取合候、」と述べている⁽¹¹⁸⁾。家康が上洛する前段階において、家康が北条氏に対する「惣無事」の交渉を行うことが既に決定されていた。家康の上洛はこうした合意の成立を受けて実現したと考えられる。反北条勢力である結城・白河両氏に動揺がみられないことから、交渉決裂からの北条氏への制裁という反北条勢力が望んでいた「惣無事」の展望は健在であり、それが秀吉に連結していた勢力間で、希望的に解されていることを指摘することができる。家康はこの上洛中に秀吉の執奏により、正三位中納言に任官されているが⁽¹¹⁹⁾、それはこうした合意の成立を背景とするものであったと考えられる。

こうした家康の出仕と従属を経て、「物無事」実行態勢の配置が完了した。秀吉は、十一月四日付けで景勝に対して家康上洛以前、家康の上洛がなければ関東に出兵しなればならなかったという切迫した状況を伝える¹²⁰⁾。ここで秀吉は、「関東之儀、家康と令談合、諸事相任之由被仰出候間、被得其意、可心易候」として、家康の上洛、出仕を経て、関東の「物無事」については家康に任せる旨を、景勝に命じている。この文言について、従来「令談合」の主体は景勝と家康ととらえられてきた。しかし平野明夫氏は¹²¹⁾、「令談合」は後文の「被仰出候」と併せて秀吉の自敬表現であり、これにより談合は秀吉・家康間のものとなり、「関東のことは、(秀吉が)家康と談合して、諸事、家康に任せることにしたので、景勝もそのことを心得、安心すること」と、家康の関東取次就任を景勝に伝えたものであるとされている。筆者も平野氏の見解を支持している。「物無事」という路線を提示したことにより、軍事征伐を行うにしても、それ以前に交渉という前段階を踏むことが必須の条件となっていた。しかし、御館の乱以降、北条氏との関係が最悪であった景勝が、北条氏との交渉を行うことは不可能に近かったといえる。こうした背景により、交渉面は家康に任せることで、秀吉が景勝に対して「可心易候」と述べていると考えられる。

このように「物無事」政策では軍事制裁役に景勝、北条との交渉役に家康と早々に取次の役割分担が行われていた。そして、それは有効に機能していたものと考えられる。家康の交渉役としての活動について史料十aを検討する。

【史料十a】「水戸市彰考館徳川博物館所蔵文書」

珍書喜悅候、将亦東国物無事之儀申噺事候、一着勿論候間、可為御心安候、尚大久保治部少輔^{（忠）}かたより可申候、恐々謹言、

(天正十五年)
七月晦日

塩谷弥七郎殿⁽¹²⁾

家康(花押)

この文書は天正十五年、家康が塩谷義上に対して自身が東国「惣無事」の交渉を担当する旨を表明したものである。この書状は同日付の大久保忠隣(義上)の添え状にある「折節上洛之砌候之間」⁽²³⁾という文言から、七月に家康が秀吉の九州出兵のお祝いの為に上洛していた天正十五年(一五八七)に比定することができる。塩谷義上は塩谷氏の分家、喜連川塩谷氏出身で、佐竹氏についた川崎・泉塩谷氏と対立し、天正十三年(一五八五)冬には佐竹方から北条方に従属しており、当該期も北条方に属していたとみられている⁽²⁴⁾。ここから北条勢力との交渉役到家康が当たっていたことを指摘することができる。中世の紛争調停では、当事者が調停役(中人)の斡旋を拒否した場合、調停者は調停を拒否した者によって面目をつぶされた関係となり、拒否した者に敵対する慣行があった。調停に当たった家康も、北条氏が調停を拒否した場合には、北条氏を攻める側になる慣行だったということになる。実際にその後、小田原合戦に至った際には、家康は北条氏征討に参戦している。ここに、交渉取次としての家康の立ち位置を指摘することができる。

一方景勝の軍事制裁役としての活動については史料十bを検討する。

【史料十b】「上杉家文書」

去二日書状加披見候、関東無殊儀之由、被申越候、然者、八州儀、最前家康上洛砌、具被仰聞候間、定而御請可申候、自然北条相背御下知、佐竹、宇都宮、結城へ於相動者、從此方可被仰聞間、後詰可有之用意可被申付候、猶石田治部少輔、増田右衛門尉、木村弥一右衛門尉可申候也、

(天正十五年)
二月廿四日

(花押)

上杉少将(景勝)とのへ(125)

この文書は天正十五年秀吉が景勝に宛てて、北条氏が「惣無事」違反をした際には後詰として出陣してもらうという意向を示し、その用意を命じたものである。史料十bは家康上洛以降であり、秀吉と北条氏との和睦が成立する以前の、天正十五年に比定することができる。ここからは、①関東の情勢について景勝が秀吉に報告していること、②関東への対応については家康が上洛した際に景勝に詳しく言い聞かせてあること、③秀吉が景勝に対して北条が「惣無事」違反を行った際の「後詰」の用意を命じていること、が見て取れる。この文書について藤木久志氏⁽¹²⁶⁾は、秀吉が「北条氏を次の相手国としてその対応をゆだね、景勝には後詰を命じたものである」と分析されている。藤木氏は景勝が「惣無事」交渉の失敗後に参戦する役目であったと解されたのであるが、史料十bからは、景勝は和睦失敗以前から失敗後の対策を準備していたことが読み取れる。この史料に見える「後詰」の語について、矢部健太郎氏は「後方支援部隊」ではなく、「敵の背後から攻める軍勢」つまり「搦め手」の意味で解釈すべきであるとされており、是認できる⁽¹²⁷⁾。「家康と景勝は同レベルの外様大名として豊臣政権の「惣無事」政策への協力を命じられていた」という矢部氏の見解に従うべきであると考える。天正十五年二月段階においても、秀吉は依然として北条氏への制裁担当としての、景勝の役割を保持していた。秀吉は軍事制裁の発動条件を北条氏側から佐竹氏ら、反北条勢力への軍事行動が発動されるという点に求めており、「惣無事」を提唱しながらも、一貫して反北条勢力との連携に基づき、反北条勢力に対する北条氏側からの侵攻を阻止すること、それが破られた場合には北条攻めを行う、という原則を維持していることを指摘することができる。

小括

「惣無事」は反北条勢力の要請をもとに展開されていた。そしてその展望に制裁を据えたスローガンとしての作用をも有していたということができる。家康上洛後、前々から内定していた通り、交渉役は家康に、制裁は上杉・佐竹氏ら連携勢力に分担されている。北条氏は信長没後、神流川の合戦を引き起こし、信長以来の「惣無事」秩序の崩壊をもたらした。織田政権の「惣無事」の初動を担っていた家康は織田家の命を受け、北条氏と同盟を形成する。ここでの「手柄次第」の約諾は、その後の秀吉の全国統一の障害となっていた。秀吉は反北条勢力に「惣無事」のスローガンを提唱し、北条氏との交渉が決裂した際には、小田原攻めを行う旨を表明している。秀吉は自身と和睦した家康をも「惣無事」に組み込むことを図り、家康を交渉担当に据え、小田原攻めを行うにしても、それ以前に交渉決裂という前段階を踏むことを図っていたと考えられる。秀吉は交渉担当に家康を据えつつ、一方で反北条勢力との同盟政策を維持し、「惣無事」違反に対する制裁準備を怠っていなかった。秀吉は「惣無事」を交渉と軍事制裁という二側面から展開させ、北条氏との交渉の状況の中で、その様相を変化させる可能性を包括させつつも、一つの展望として北条攻めを据えていた。そしてそこには少なからず、同盟交渉の担い手として政権中枢と結びついて活躍した宝衍の影響があったと考えられる。宝衍は佐野の所務を奪われたことにより秀吉に期待し、秀吉の「惣無事」政策に参画している。宝衍が三成の配下として参画し、水面下の合意形成に奔走したことで秀吉が反北条勢力との同盟政策を基軸に「惣無事」の展開を図っていく、それにより北条氏が参画しづらい「惣無事」政策が展開されることになったといえよう。

おわりに

本稿で述べたことをまとめていく。

第一章では豊臣政権成立以前、若年の頃から上方での交友関係を有していた天徳寺宝衍が、織田政権の「惣無事」にいち早く参画し、反北条勢力と信長との取次を行っていたことを指摘した。信長没後、北条氏は上野に進軍し、神流川の合戦を引き起こすが、これは信長が作った「惣無事」秩序の崩壊を意味していた。この間家康は関東の反北条勢力と協調する様子を見せるも、天正十年北条・徳川同盟が展開されると、「手柄次第」として北条氏の関東侵攻を是認していく。家康に「惣無事」として信長秩序の回復を期待していた宝衍ら反北条勢力は、秀吉との連携を画策するようになっていった。

天正十一年冬秀吉は反北条勢力の要望に応え、関東に「惣無事」を提唱するようになった。この構想自体は信長の「東国御仕置」の時点で既に存在するものであり、家康がその執行役として周囲に認識されていた。しかし、ここで秀吉が提唱した「惣無事」には、家康が東国交渉を専任されている体制を打破する意図があったと考えられる。秀吉と家康の関係は「惣無事」に敵対する北条氏と、北条氏と同盟関係にある家康、そしてそれと敵対する秀吉と反北条勢力という構図を明確にし、「惣無事」は秀吉の反北条勢力との同盟政策のスタートガンという側面を持ちつつ発展していったといえる。この間、北条氏に所務を奪われていた佐野氏は秀吉の呼びかけに期待をかけ、その東国政策に接近を図っていた。

次に第二章では宝衍が豊臣政権の「惣無事」に参画する過程と、同盟政策に始まった「惣無事」の展開について指摘してきた。天正十一年以降、関東では北条と反北条勢力との関係が悪化し、反北条勢力と秀吉は連携

を深めていた。その間、佐野氏は北条氏に所務を奪われ、秀吉に助けを求めている。小牧長久手の合戦後、佐野氏は秀吉から、以前からの要請どおり「惣無事」を行う旨を伝えられ、宝衍は甥である佐野宗綱の佐野領支配を回復するために、宗綱の代理人として上洛し、そのまま三成の側近となつて「惣無事」政策の推進に参画した。宝衍は、宗綱の存命中に、宗綱との連絡を維持した状態で上洛していたとみられることから、上洛の意図は宗綱の相続問題ではなく、佐野領支配の回復にあつたと考えられる。秀吉の提唱する「惣無事」には、反北条勢力が懇望していた彼らの知行の維持（北条氏側からの侵攻の阻止）と、それがかなわぬ場合には北条攻め、という展望があり、秀吉と関東の反北条勢力との軍事同盟という性質が内包されていた。天正十四年の関東「惣無事」では宝衍と道牛が佐竹氏勢力に秀吉の裁定を伝達している。秀吉が提唱していた関東「惣無事」が反北条勢力にのみ伝達され、すぐさま受け入れられ、共有されたことから、**「惣無事」**は北条氏への出兵を是認する、秀吉の反北条勢力との同盟政策のスローガンという一面を有していたことを指摘することができる。秀吉は「相滞族」に対して、制裁を加える旨を表明していた。ここからは、従わせるための交渉と緊急時のための制裁という両様の立場が見え隠れしていたとすることができる。

一方秀吉と家康との間では天正十四年に和睦が成立していた。秀吉は自身と和睦した家康を、反北条氏勢との同盟関係の中で形成された「惣無事」の交渉担当に据えている。「惣無事」が反北条勢力の懇望に應じるものであつたという経緯に鑑みて、北条氏が交渉に応じないことは十分に想定され得たと考えられる。家康を交渉の仲介者に定めたことは、北条氏が家康の調停を拒否した場合、面目をつぶされた家康が北条氏に敵対する結果につながる。よつて、家康を調停者に起用したことについて、交渉を行うことが可能であつたのは家康しかないなかつたとも、北条氏の孤立を図る政策であつたととらえることができる。秀吉は北条氏との対話の姿

勢を見せる一方で、景勝と反北条勢力に軍事行動の準備を命じていた。秀吉の「惣無事」がこうした二筋の取次により展開され、交渉の状況によって変化する可能性を包括しつつも、秀吉と結ぶ反北条勢力の庇護という同盟政策に沿って、北条氏の「惣無事」受け入れか、北条氏の討滅か、という振れ幅の中で発展していったことを指摘することができる。

景勝ルートに位置づいていた宝衍は、元来は、佐野氏の所領支配の回復という個別の利害に基づいて上洛したとみられるのだが、石田三成を介して秀吉の側近に参画していったことで、連携勢力と秀吉との連絡・調整役となり、「惣無事」政策の展開に影響を与えるようになっていった。宝衍の参画により秀吉の同盟政策という性格を有する「惣無事」政策は、意思疎通ルートを確立し、反北条勢力との連携を密にさせていった。宝衍がトレーガーとして果たした役割は大きい。小田原征伐は「惣無事」という北条氏にとって許容しがたい秀吉の同盟政策を要因としたものであり、その成立過程に宝衍の水面下の交渉が大きな影響を与えていたということができる。

注

- (1) 高橋博「天正十年代の東国情勢をめぐる一考察―下野皆川氏を中心に―」『弘前大学国史研究』九三号
一九九二年十月
- (2) 戸谷穂高氏「関東・奥両国「惣無事」と白河義親」(『中世東国武家文書の研究・白河結城家文書の成立と伝来』高志書院二〇〇八年)
- (3) 佐々木倫朗「東国「惣無事」令の初例について―徳川家康の「惣無事」と羽柴秀吉―」(荒川善夫・佐藤博信・松本一夫編『中世下野の権力と社会』岩田書院 二〇〇九年)
- (4) 竹井英文「織豊政権と東国社会「惣無事令」論を越えて」吉川弘文館 二〇一二年
- (5) 藤井讓治「惣無事」はあれど「惣無事令」はなし」『史林』九三号(三)二〇一〇年五月)
- (6) 竹井英文 前注四参照
- (7) 矢部健太郎「東国「惣無事」政策の展開と家康・景勝―「私戦」の禁止と「公戦」の遂行」(『日本史研究』五〇九号二〇〇五年一月)
- (8) 栗野俊之『織豊政権と東国大名』吉川弘文館 二〇〇一年
「天徳寺宝衍考」(旧題・「天徳寺宝衍考」戦国後期の関東と織田・豊臣政権)『駒沢史学』三九・四〇合併号
一九八八)
- (9) 栗野俊之 前注八参照
- (10) 松本一夫「天徳寺宝衍の花押型の変遷をめぐる」『栃木県立文書館研究紀要』十九号 二〇一五年 栃木県立文書館
- (11) 齋藤慎一『戦国時代の終焉「北条の夢」と秀吉の天下統一』(中公新書 一八〇九)中央公論新社 二〇〇五年
- (12) 栗野俊之 前注八参照
- (13) 黒田基樹『小田原合戦と北条氏』(『敗者の日本史』シリーズ十卷)吉川弘文館 二〇一三年

- (14) 『田沼町史』第六卷 通史編上、二八四頁
- (15) 『寛政重修諸家譜』十四卷 十四頁 佐野氏系図
- (16) 『言継卿記』天文十七年五月二四日条 天文十九年閏五月二九日条
松本一夫前注十参照
- (17) 『富岡家古文書』『栃木県史』中世三 四一八頁
- (18) この後、上杉氏の家督を巡って御館の乱が発生する。(天正六年～天正八年)その間、上杉氏の関東に対する影響力は低下しているといえよう。
- (19) 『飯野盛男所蔵文書』『歴代古案』七「小林文書」『信長文書』下 六〇七～六〇九号
- (20) 湯川敏治『歴史土台』統群書類従完成会 一九九六年
- (21) 『言継卿記』天正四年六月十二日条
- (22) 『書簡并証文集』『新編埼玉県史』資料六 九三八号 九三九号
- (23) 『小笠原文書』『結城市史』一 四三三八頁
- (24) 『信長公記』天正七年九月十一日条
- (25) 『信長公記』天正八年三月九日条
- (26) 『信長公記』天正十年二月二日条
- (27) 『信長公記』天正十年三月十一日条
- (28) 『信長公記』天正十年三月二八日条
- (29) 『太田文書』『新編埼玉県史』資料六 一一一九号
- (30) 『天徳寺宝衍書状』白石氏文化財調査報告第四〇集 『伊達氏重臣遠藤家文書・中島家文書』戦国編』三一
号
(以下『遠藤家文書』と略記。)
- (31) 黒田基樹 前注十三参照
- (32) 『来田文書』(奥野高廣『織田信長文書の研究』下 吉川弘文館 九八二号)
(以降『織田信長文書の研究』については『信長文書』と略記。)
- (33) 『太田文書』注二八参照

- (33) 「太田文書」『新編埼玉県史』資料六 一一二—一三三号
- (34) 「瀧川文書」『群馬県史』資料七 三二—二二二号
- 『群馬県史』では一行目の出馬した人物を「上様・殿様・三成」と翻刻されているが、当該期「三成」という人物は管見の限りみられなかった。そこで、ここでは影写本から「上様・殿様・三介」に訂正し掲載している。
- (35) 黒田基樹 前注十三参照
- (36) 黒田基樹 前注十三参照
- (37) 「佐竹文書」一『佐野市史』資料一 一〇三八頁 一六六号
- (38) 「東京大学史料編纂所所蔵猪俣文書」『群馬県史』資料編七 一〇七〇頁
- (39) 「佐竹文書」『栃木県史』中世三 一四〇頁
- (40) 「佐竹文書」『栃木県史』中世三 一四〇頁
- (41) 「木曾考」『信濃史料』十五 四—一七頁
- (42) 「宇都宮氏家蔵文書」(中村孝也『徳川家康文書の研究』上 日本学術振興会) 三七三号(以下『家康文書』上と略記。)
- (43) 「伊達家文書」『群馬県史』資料七 三一九〇号
- (44) 黒田基樹 前注十三参照
- (45) 「古文書」『家康文書』上 三八五頁
- (46) 「真田家文書」『群馬県史』資料七 三五五六号
- (47) 「須田文書」『上越市史』別二 二六五—三三三号
- (48) 「越佐史料卷六所収文書」『上越市史』別二 二六五—三三三号
- (49) 「景勝公御年譜卷十卷所収」『上越市史』別二 二七一—二八号
- (50) 「浄信寺文書」『大日本史料』十一—四 六八五頁
- (51) 「江口文書」『群馬県史』資料七 三二六—二二二号
- (52) 黒田基樹 前注十三参照
- (53) 「紀伊国古文書所収藩中古文書十二」『戦国遺文後北条氏編』四二—二九号

- (54) 黒田基樹 前注十三参照
 「皆川文書」『栃木県史』中世一 一九二頁
- (55) 黒田基樹 前注十三参照
- (56) 立花京子 「天正十三年の北関東・南奥情勢の把握」『地方史研究』二七五 四五卷五号 一九九五年十月
- (57) 「福島於菟吉氏所藏文書」『大日本史料』十一―十四 七八一頁
- (58) 「常総遺文」七『大日本史料』十一―十四 七八四頁
- (59) 「佐竹文書」五乾『大日本史料』十一―十四 七八八頁
- (60) 「武徳編年集成卷二六」『大日本史料』十一―十五 二〇二頁
- (61) 「常順寺文書」『大日本史料』十一―十四 七九一頁
- (62) 「武州文書一六」『小田原市史』資料一 六九九号
- (63) 粟野俊之 前注八参照
- (64) 松本一夫 前注十参照
- (65) 齋藤慎一 前注十一参照
- (66) 竹井英文 前注四参照
- (67) 黒田基樹 前注十三参照
- (68) 粟野俊之 前注八参照
- (69) 黒田基樹 前注十三参照
- (70) 齋藤慎一 前注十一参照
- (71) 黒田基樹 前注十三参照
- (72) 「佐竹文書」五乾『大日本史料』十一―十六 三六八頁
- (73) 「諸將感状下知状并諸士状写二」『小田原市史』原始古代中世I 六八六号
- (74) 齋藤慎一 前注十一参照
- (75) 「諫早文書」『会津若松史』八 二四二頁
- (76) 「土田藤一氏所藏文書」『上越市史』別二 二九六七号

- (77) 「土田藤一氏所蔵文書」前注七六参照
 「大藤文書」『戦国遺文後北条氏編』二六九〇号
 堀新『日本の中世の歴史七 天下統一から鎖国へ』吉川弘文館二〇一〇年
- (78) 「栃木県庁採集文書三」『小田原市史』資料一 六九〇号
- (79) 黒田基樹前注十三参照
- (80) 齋藤慎一 前注十一参照
- (81) 三鬼清一郎『職豊期の国家と秩序』青史出版 二〇一二号
- (82) 松本一夫 前注十参照
- (83) 松本一夫 前注十参照
- (84) 『実訳フロイス日本史四（豊臣秀吉一）』ルイスフロイス著 松田毅一・川崎桃太訳 中公文庫 二〇〇〇年
 一九三頁
- (86) 「實行書状」『岩手県中世文書』下 九〇頁、『南部藩参考諸家系図』六一
 （尚、謄写本により一部翻刻の訂正を行った。特に差出は「実行」と翻刻されていたが、「宝衍」の誤読であると
 考えられる。そこで注九二では宝衍に訂正したものを記載している。）
- (87) 「彦根藩井伊家文書」『大日本史料』十一—二六 三三〇頁
 「彦根藩井伊家文書」前注八七参照
- (88) 「諸名将古案」『大日本史料』十一—十三 一八七—一八八頁
- (89) 「成實堂古文書」一三八第八雜文書其二ノ五号 『大日本史料』十一—十六 一一七頁
- (90) 「宇都宮文書」乾 『大日本史料』十一—十六 一一八頁
- (91) 「八代文書」『大日本史料』十一—十六 一一九頁
- (92) 竹井英文 前注四参照
- (93) 「實行書状」前注八六参照
- (94) 「青木氏蒐集文書」『群馬県史』資料七 三三五九号
- (95) また、黒田基樹氏は天正十三年八月、北条氏が佐野を攻めていることを明らかにしている。これは宝衍が秀吉の

- 配下として活動する時期と前後しているため、何らかの関係があるものかもしれない。(黒田基樹「館林長尾氏の研究」『戦国大名と外様国衆』戎光祥出版 二〇一五年)
- (96) 「真武内伝附録―矢澤氏への御書共写并御印判」『信濃史料叢書』中 九〇八頁
- (97) 「上越市史」別二 四八八頁
- (98) 「新編会津風土記」『会津若松史』八 二七三～二七四頁
- (99) 「真武内伝附録」前注九六参照
- (100) 「真武内伝附録」前注九六参照
- (101) 「兼見卿記」天正十四年正月二十一日条
- (102) 「真武内伝附録」前注九六参照
- (103) 「真武内伝附録」前注九六参照
- (104) 「佐藤行信氏所蔵文書」五『静岡県史』中世四 一八三九号
- (105) 「佐藤行信氏所蔵文書」『沼津市史中世補遺』『沼津市史研究』十号 二〇〇一年三月 沼津市教育委員会
- (106) 「松田毅一」一六・七世紀イエズス会日本報告集』第三期第七卷 一九九四年 同朋舎出版 一九九号
- (107) 「専宗寺文書」〔東大坂専宗寺所蔵岩付太田氏関係文書〕十号
- (108) 「文書館紀要」十六号 二〇〇三年 三月 埼玉県立文書館
- (109) 「国学院大学白河結城文書」『白河市史』五 資料二 七三七八頁
- (110) 「前田尊経閣所蔵古文書写」(粟野俊之氏が前注の「天徳寺宝衍考」の中で紹介している)
- (111) 「東国国史研究室保管 白河文書」『白河市史』五 資料二 七三九頁
- (112) 齋藤慎一 前注十一参照
- (113) 「景勝公諸士来書之二〇」『上越市史』別二 二八〇二号
- (114) 矢部健太郎 前注七参照
- (115) 「浅野文書」(『天正十四年上洛日記』)〔『上越市史』別二 三二〇六号〕
- (116) 「大阪府専宗寺所蔵文書」『上越市史』別二 三二〇八号

- 〔杉原謙氏所蔵文書〕(『上越市史』別二 三二二四号)
〔青山文書〕『福島県史』七 五八九頁
『家忠日記』天正十四年十月条二十日条
〔新編会津風土記』卷之七 水谷勝俊書状『白河市史』五 史料二 七四一頁
『公卿補任』によると、上洛に際して十月四日に従三位に任ぜられ、十一月五日に正三位に任じられたという。
また、その知らせは家康家臣のもとにも届いていた。
『家忠日記』天正十四年十一月七日条、二十日条
〔上杉家文書〕『上越市史』別二 三二五九号
平野明夫「豊臣政権下の徳川氏」『徳川権力の形成と発展』岩田書院 二〇〇六年
〔水戸市彰考館徳川博物館所蔵文書〕(『新修徳川家康文書の研究』二 三八六頁
尚、竹井英文氏の訂正に従い、一部訂正した。
〔竹井英文』『織豊政権と東国社会「惣無事令」論を越えて』吉川弘文館二〇一二年)
〔水戸市彰考館徳川博物館所蔵文書〕(『新修徳川家康文書の研究』二 三八七頁
尚、竹井英文氏の訂正に従い、一部訂正した。
〔竹井英文』『織豊政権と東国社会「惣無事令」論を越えて』吉川弘文館二〇一二年)
〔新編会津風土記』卷之七 那須資晴書状『白河市史』五 九七四号
〔上杉家文書〕『上越市史』別二 三二七一号
藤木久志『豊臣平和令と戦国社会』東京大学出版会 一九八五年
矢部健太郎 前注七参照

○発給文書○

天徳寺宝衍関係文書目録

11	(天正十七年) 七月十六日	(宝衍) (花押影)	金上平六郎他 三名	書状	会津旧事雜考	『福島』七七八五二頁	
10	(天正十七年) 正月十九日	(宝衍) (花押)	(上杉景勝) 越府	書状	上杉家文書	『栃木』三一一九八頁	『栃木県史』・『田沼町史』では天正十五年は天正十九年に比定
9	(天正十四年) 九月十三日	宝衍	秩父豊後守	書状	小菅文書	『岩手県中世文書』下 一〇三頁	
8	(天正十四年) 五月二十五日	宝一	富田美作守 (氏美)	書状	尊経閣本古文書写	『佐野市史』一 一〇三八頁一六七号	山上道牛関連
7	(天正十四年) 三月七日	宝衍	矢澤薩摩殿 (頼綱)	書状	眞武内伝附録	『信濃史料叢書』中 九〇九頁	
6	(天正十二年) 五月十八日	天徳寺宝衍 (花押)	(佐竹義重)	書状	戸村文書	『栃木』三一二八八頁	
5	(天正十一年) 十月二十九日	天徳寺宝衍 (花押影)	太田 (佐竹義重)	書状	水府志科	『栃木』四一三五〇頁	『栃木県史』では天正十年に比定
3	(天正十年) 六月二十日	天徳寺宝衍 (花押)	太田 (佐竹義重)	書状	佐竹文書	『栃木』三一四〇頁	
2	(天正十年) 卯月十九日	(宝衍) (花押)	遠藤山城守 (基信)	書状	齊藤報恩博物館所蔵・遠藤文書	『仙台市博物館調査報告』十三号	
1	永禄十一年戊辰 卯月五日	天徳寺宝衍 朱印	森伊豆守	宛行状	石井善太郎氏所蔵文書	『栃木』四一三九七頁	
	年月日	発給者	宛所	文書名	史料名	出典	備考

下野佐野氏天徳寺宝衍と織豊政権の関東「惣無事」

24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12
五月二二日	三月十一日 (文禄二年) (二月二日)	二月二日 (文禄元年)	十月五日 (天正十九年九)	七月二四日 (天正十九年卯辛)	三月朔日 (天正十九年)	八月二七日 (天正十八年)	五月二七日 (天正十八年)	五月十三日 (天正十八年)	天正十八年卯月 (天正十八年)	天正十八年四月 十九日 了伯	三月十九日 (天正十八年)	霜月十一日 (天正十七年)
(宝衍) (花押)	(宝衍) (花押)	(宝衍) (花押)	(宝衍) (花押)	(果印)	天徳寺宝衍 (花押)	天徳寺宝衍 (花押影)	宝衍	宝衍	天徳寺	前天徳寺 了伯	天玉衍 (花押)	(宝衍) (花押)
蓼沼日向守	桜池院	桜池院	桜池院	高瀬紀伊守	御連判衆・ 芳春院	三浦左京亮 (元政)	月輪院	月輪院	大胡領		小曾戸丹後守・ 同図書助	(木戸) 元斎
書状	書状	書状	書状	宛行状	書状	書状	書状	書状	禁制	書状	書状	書状
蓼沼文書	高野山桜池院文書	高野山桜池院文書	高野山桜池院文書	山崎文書	喜連川文書	三浦文書	寺院証文	寺院証文	奈良原文書	歴代古案	小曾戸文書	吉川金蔵氏所蔵文 書
『栃木』三一〇八頁	『栃木』四一六九頁	『栃木』四一六八頁	『栃木』四一六九頁	『栃木』四一三〇頁	『栃木』二二五七頁	『栃木』四一三四頁	『埼玉県史研究』二六 一六二頁	『埼玉県史研究』二六 一六一頁	『群馬』七一六二五号	『栃木』三一三六頁	『栃木』一一四一	『栃木』三一三二頁
『栃木県史』では天正 五年に比定							年欠			偽文書力		年欠

○受給文書○

6	5	4	3	2	1	
初春十六日 年欠	極月十四日 年欠	(天正十八年) 七月六日	(天正三年九) 三月三十日	(元龜四年) 十一月四日 (天正元)	(永祿五年) 三月十四日 (花押)	年月日
喜連川頼氏	喜連川頼氏	増右長盛	氏政	勝頼花押	源三氏照 (花押)	発給者
天徳寺法印	天徳寺法印	天徳寺	天徳寺	天徳寺	天徳寺	宛所
書状	書状	書状	書状	書状	書状	文書名
喜連川文書文祿慶 長御書案二	喜連川文書文祿慶 長御書案二	秋田藩所蔵文書	下総旧事	甲斐国志	涌井文書	史料名
『茨城県史料』中世編 VI—二〇五頁	『茨城県史料』中世編 VI—二〇五頁	『福島』七—二五〇頁	『戦国遺文』後北条氏 編—一八三八号	『栃木』四—二九三頁	『栃木』一—一六三〇頁	出典
						備考

○関係文書○

2	1	
天文十九年 閏五月二十九日	天文十七年 五月二十四日	年月日
山科言繼	山科言繼	発給者
		宛所
言繼卿記	言繼卿記	文書名
言繼卿記	言繼卿記	史料名
『言繼卿記』	『言繼卿記』	出典
天徳寺宝衍関連	天徳寺宝衍関連	備考

下野佐野氏天徳寺宝衍と織豊政権の関東「惣無事」

14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3
天正十四年 五月二十五日	天正十四年 五月二十五日	天正十三年 十月十八日	天正十二年 二月九日 又は 二月八日	天正十一年 七月九日	天正十一年 七月朔日	天正十年 四月十六日	天正十年 四月八日	天正八年 十月十二日	天正八年庚 正月	年欠	年欠正月二四日
長盛(花押影)・三成(花押影)	羽柴秀吉朱 印影	石田三成	結城晴朝	賢哲書状	東義久書状	滝川一益	織田信長	佐野宗綱朱 印状			上杉輝虎判 物
塩谷弥六殿(義 綱)御宿所	塩谷弥六(義 綱)とのへ	矢澤頼綱	芳賀伊賀守	三樂齋	羽柴筑前守 (秀吉)	佐貫御城	梶原源太(政 景)とのへ	山上道牛・福 地出羽守・ 松本丹波守			富岡主税助と のへ
連署状写	朱印状写	韻判状	書状	書状	書状	書状	印判状	朱印状	佐野武者 記	大庵寺念 佛日記	判物
秋田藩家蔵文書三	秋田藩家蔵文書三	眞武内伝附録	小田部庄右衛門氏 所蔵文書	「江戸譜」収蔵	浄信寺文書	瀧川文書	太田文書	福地文書	佐野武者記	大庵寺文書	沼井文書
『栃木』三二五八頁	『栃木』三二五八頁	『信濃史料叢書』中 九〇八	『栃木』二二四二頁	『新編埼玉県史』六一 八五一頁付三三三 号	『神奈川』三一 一〇〇五頁八八七七 号	『群馬』七一八四三頁 三二二二二号	『群馬』七一五五二頁 一一一九号	『田沼町史』資料編原 始古代中世一四六一 頁	『田沼町史』資料編原 始古代中世一四六一 頁	『栃木』一一六〇一頁	『栃木』三一四二八頁
山上道牛関連	山上道牛関連	天徳寺宝衍関連	天徳寺宝衍関連	天徳寺宝衍関連	山上道牛関連	天徳寺宝衍関連	天徳寺宝衍関連	山上道牛関連	山上道牛関連	山上道牛関連	天徳寺宝衍関連

25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15
天正十八年 六月七日	天正十八年 卯月二十八日	天正十八年 三月二十日	天正十七年 十一月二十九日	天正十七年 十一月十八日	天正十七年 三月十一日	天正十四年 七月二十九日	天正十五年 月日未詳	天正十四年 七月二十七日	天正十四年 五月二十五日	天正十四年 五月二十五日
御朱印(豊 臣秀吉)	豊臣秀吉朱 印影	政景(花押 影)(梶原 政景)	豊臣秀吉朱 印影	豊臣秀吉朱 印影	三成(花押)	水谷勝俊 (花押影)	ルイス・フ ロイス	不説(白川 義親)	長盛(花押 影)・三成 (花押影)	羽柴秀吉朱 印影
加藤主計頭と のへ(清正)	(長吉)とのへ (長吉)	正淡御報(上 頼時九)	山楽斎(佐竹 氏)の客将・太 田三楽斎(追誉)	佐竹左衛門尉 殿(佐竹北義 斯)	宇都宮弥三郎 (宇都宮国綱) 殿参人々御中	御辺御館(白 川義親)		増田右衛門尉 殿・石田治部 少輔殿	白川七郎殿 人々御中	白川七郎との へ
朱印状	朱印状	書状写	朱印状写	朱印状写	書状	書状写		書状写	書状写	朱印状
「諸将感状下知状 并諸士状写」三所 収文書	浅野家文書	武州文書	太田文書	秋田藩家蔵文書二	小田部好伸家文書	「新編会津風土記」 7	「日本史」	東北大学国史研究 室保管白河文書	白川証古文下仙台 白川家蔵文書	國學院大學白川結 城文書
『新編埼玉真史』六一 七八三頁一五七八号	『栃木』四一二九頁	『栃木』四一三七九	『埼玉』六一七三三五頁 一四八九号	『秋田県史』資料編 近世一〇四号	『栃木』二一五六頁 一五三三号	『白河市史』資料編二 一七四〇頁九七五号	『完訳ルイス・フロイス 日本史四』一―九三 頁	『白河市史』資料編二 一七三八頁九七三三 号	『白河市史』資料編二 一七三七頁九六九号	『白河市史』資料編二 一七三八頁九七一 号
天徳寺宝衍関連	天徳寺宝衍関連	天徳寺宝衍関連	天徳寺宝衍関連	天徳寺宝衍関連	天徳寺宝衍関連	山上道牛関連	天徳寺宝衍関係	山上道牛関連	山上道牛関連	山上道牛関連

下野佐野氏天徳寺宝衍と織豊政権の関東「惣無事」

34	33	32	31	30	29	28	27	26
年欠七月九日	年月日不詳	天正二〇年 九月二二日	天正二〇年 九月二二日	天正二〇〇年 九月二〇日	天正二〇〇年 九月二〇日	天正二〇年 八月二八日	天正十九年 閏正月	天正十八年 六月八日
哲賢書状	富永清兵衛 覺書	豊臣秀吉朱 印影	豊臣秀吉朱 印影		豊臣秀吉朱 印状	木戸元斎	山上牛道定 書	豊臣秀吉朱 印
三樂齋(太田 道嘗)		佐野修理大夫 とのへ	佐野修理大夫 とのへ		佐野修理大夫 とのへ			羽柴柳川侍従 とのへ(立花 宗重)
書状		知行目録 写	朱印状写	叙位口宣 言	朱印状	詠歌大概 聞書奥書		朱印状
江戸譜		佐野文書	佐野文書	能福寺文書		詠歌大概聞書奥書		立花家文書
『群馬』七七八五頁 付三三号	『群馬』七二〇七〇 頁三九九九号	『田沼町史』四(資料 編三近世)一三〇 頁二号	『田沼町史』四(資 料編三近世)一一九 頁一号	『兵庫』一一五九頁	『田沼町史』四(資料 編三近世)一四四頁	『上越市史』資料編 別編一一六七二頁	『田沼町史』四(資 料編三近世)一十三 頁	『小田原市史』史料編 原始・古代・中世一 八五九号
山上道牛関連	天徳寺宝衍関連	天徳寺宝衍関連	天徳寺宝衍関連	佐野信吉を従五位に 任ずる	信吉を宝衍の養子と する	天徳寺宝衍関連	山上牛道定書	天徳寺宝衍関連

Tentokuji Hoen participated in Oda and Toyotomi's Sobuji policy

MATSUMOTO, Nana

This thesis aims to analyse Sobuji, which is a policy derived from Toyotomi Hideyoshi's force and an anti-Hojo force in Kanto area. To shed light on a region formally called Shimotsuke (current Sano- a city located in the south-west part of Tochigi prefecture), paying a great deal of attention solely to Shimotsuke can internalise the history of Sobuji policy more in-depth. By scrutinising specifically, Sano clan will demonstrate its unique role in the medieval Japanese history, as its contribution has been relatively underrated in academia. Especially Tentokuji Hoen and his servant Yamagami Dogyu's accomplishment conducted for Sano had a significant impact on the whole Japanese politics at the time. Sano was located right at the boundary between Shimotsuke and Kozuke (these two literally mean the lower and upper area). The border had a role in distinguishing the pro-Hojo and the anti-Hojo forces.

Hoen's lineage was quite complicated but worth highlighting at the same time. Hoen was a son of Sano Toyotsuna, which namely means he was Masatsuna's younger brother as well as an uncle of Munetsuna. Consequently, it is evident that he has a roots-wise relation to the main branch of Sano family. Although Hoen became a Buddhist priest in his early life, his strong connection with major aristocrats in the Kamigata area firmly remained in the political world. As a result, Hoen massively impacted on Japanese high society. At the time when Oda Nobunaga's Togoku Shioki prevailed, Hoen was a diplomat of Takigawa Kazumasu, who was in charge of Kanto Otoritsugi. Hoen's primary role was as an envoy between Oda administrations centred in the west and the anti-Hojo power in Kanto area.

Following the famous Honnō-ji no hen in 1582, Hoen fought a battle with the Hojo force in Kozuke with a help of

Takigawa Kazumasa as one of the sequels of Honnōji's incident. This war, also happened in 1582, was later called as Kannagawa war. Despite his career in Kozuke, he returned to Sano and reassumed his position of a negotiator of Sano region soon after Kannagawa war. At just about the same time, the Hojo army attacked Sano that the Kanto anti-Hojo force became heightened after 1593. Therefore, the Kanto anti-Hojo force attempted to gain the favour of Toyotomi Hideyoshi to secure their safety behind Hideyoshi's power.

Toyotomi Hideyoshi, who overthrew a pro-Nobunaga force (also known as Shibata Katsue's troops), found these sequent to be a chance to build up his career to rule entire Japan. Hideyoshi's interest towards situations in Kanto area reached a consensus between Kanto and Hideyoshi's demand and supply. As a result, Kanto successfully got the most out of Toyotomi's colossal force. Also, Hideyoshi was able to draw Kanto force into his army. Considering Sano's geographically unique role, the Hojo group attempted to acquire Sano to utilise the function of borders. Thus, Sano kept under pressure to stay close relations with the Hojo force. In the summer of 1575, Hoen left Sano to move to Kyoto since the Hojo force took over Sano's rule. Hojo's dominance over Hoen's power resulted in Hoen's remarkable decision to serve Hideyoshi with the intention of ousting the Hojo force from beloved Sano. As well as Hoen, Yamagami Dogyu was also in charge of Sano's vassal in Hideyoshi's Sobuji policy. This policy had a side that Hideyoshi's intention to draw the Kanto anti-Hojo force. For instance, Uesugi Kagekatsu, who allied with the anti-Hojo force, took charge of a position to sort out the situations against the Hojo force through Sobuji policy. On the other hand, Tokugawa Ieyasu negotiated with the Hojo force and avoided apparently oppose to the Hojo force as Kagekatsu did.

Amongst historians, the conventional appreciation of Sobuji policy has widely been recognised as Hideyoshi's ordinance to prevail a truce all over Japan. However, this essay illustrates that Sobuji policy was established with Hideyoshi's desire to control the Hojo force. Hoen's extensive connection shows how military alliance had associated with the development

of Sobuji policy. I hope it dawns on historians that it should be examined to fully grasp the importance of Sobuji policy for further understandings alongside Hoen's desire to return to his dearest home, Sano.

(平成二十九年史学専攻 博士前期課程修了)

